

教 育 民 生 委 員 会 記 録

日 時	令和4年9月16日（金） 午後 1時00分～午後 2時09分 午後 2時14分～午後 3時13分 午後 3時21分～午後 4時13分 午後 4時19分～午後 5時00分
場 所	第2，第3委員会室
出席委員	◎塚本竜太郎 ○浜田智香子 小川百合子 後藤浩一郎 末永 康文 日暮 栄治 福元 愛 武藤美津江 矢澤 英雄
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（加藤雅美） 保健福祉部長（高橋裕之）保健福祉部理事（吉田みどり） 保健福祉部理事（小倉孝之）高齢者支援課長（宮本さなえ） 高齢者支援課副参事（吉田成利）障害福祉課長（渡辺清一） 保健所長（依田紀彦）保健所理事（沖本由季） 保健所次長（兼）総務企画課長（恒岡厚志） 保健予防課長（小倉恵美）保健予防課副参事（川口 剛） 動物愛護ふれあいセンター所長（水田 勲） 健康増進課長（浅野美穂子）健康増進課副参事（増田貴史） 衛生検査課長（山本麻弓） こども部長（高木絹代） 学童保育課長（染谷和広）保育運営課長（前田典彦） 教育長（田牧 徹） 生涯学習部長（宮島浩二）図書館長（坂口園子） 学校教育部長（三浦邦彦）学校教育部理事（原田明廣） 学校教育部次長（兼）学校教育課長（松澤 元） 学校教育課統括リーダー（田村裕二） 教職員課長（福島紀和）教育施設課長（古谷正人） 指導課長（並木孝樹）ICT推進室長（齊藤清一） 児童生徒課長（藤崎英明）市立柏高等学校事務長（西村光彦） 危機管理政策課長（五津和則） その他関係職員

午後 1時開会

○委員長 ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

---

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10名を超えた場合には、当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は、傍聴受付の先着順によることといたします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いいたします。

---

○委員長 それでは、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分ごとの質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお問い合わせ申し上げます。執行部は、答弁に当たり挙手するとともに、委員長と発言し、委員長から発言の許可を得た後、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められますようよろしくお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れ、換気を行いますので、よろしくお願いいたします。

---

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第30号、専決処分について（令和4年度柏市一般会計補正予算について）、議案第31号、令和4年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第32号、令和4年度柏市介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、議案第33号、令和4年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について、議案第34号、令和4年度柏市病院事業会計補正予算についての5議案を一括して議

題といたします。

本5議案について質疑があれば、これを許します。

○小川 よろしくお願ひいたします。まず初めに、新規感染者数、自宅療養者数急増への対応というところで、抗原検査なんですけれども、抗原検査8月で終了していますけれど、この終了に至った判断というのはどのようなことがありますでしょうか。

○保健予防課副参事 抗原検査、柏市で実施したキットの件につきましては、発熱外来の逼迫というところの対応というところを基としておりましたので、7月下旬から8月にかけて発熱外来のほうは逼迫していたというところの対応として、抗原検査キットの配布、それから陽性者登録センターの事業を実施したというところで、下旬になりまして発熱外来のほうの逼迫が緩和してきたというところで、市としても事業のほうを終了させていただいたという経緯です。以上でございます。

○小川 数としてはどのぐらいでしょうか。

○保健予防課副参事 抗原検査キットは、8月12日から配布を開始いたしまして、8月31日までの間に2,377件の配布を実施しております。以上でございます。

○小川 やはり8月、だんだん落ち着いてきた状況で、抗原検査キットの需要が1日当たりの数も減ってきたということでしょうか。

○保健予防課副参事 開始当初は、1日マックス200件という対応させていただいております、1週間程度は200件を超える申込みがあったんですが、それ以降は徐々に減少いたしまして、8月の25日ぐらいからは半数を切り、100件以下になってまいりました。最後は、60件台まで収まってきたという状況でございます。以上です。

○小川 ありがとうございます。次回再開というようなお考えはございますか。

○保健予防課長 こちらのほうは、千葉県が同様の事業を行っております、もともと千葉県のほうで抗原検査キット配布事業を行っていたところ、8月の発熱外来逼迫に応じて、ちょっと県のほうの配布事業がお手元に届くまでに日数がかかるということで、柏市で同じようなスキームの事業を柏市民向けに対応した事業になりますので、一定数千葉県のほうで今実施しているもので充足しているというふうに考えておりますので、今後また医療が逼迫した際ですとか、配布のほうは間に合わなくなった時点で同様の事業を検討してまいりたいと思います。

○小川 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、子ども・子育て支援の子どもの学び応援事業の中の、18歳以下の子供全員に図書カードを配布という事業なんですけれども、これは基準日はいつになりますでしょうか。

○次長兼学校教育課長 基準日につきましては、本年の9月2日と設定させていただこうと考えております。以上です。

○小川 とすると、9月2日までに出生した子供ということでしょうか。

○次長兼学校教育課長 その後、年明けの2月の末までに誕生された、出生届の出された新生児につきましては対象としていく考えでございます。以上でございます。

○小川 2月ということだと、例えば……年度で考えると3月かなというふうに思いますが、2月にされた理由というのは。

○次長兼学校教育課長 今回の事業が新型コロナの国の交付金を使うことから、どうしても年度内の事業執行というのが求められます。配布のスケジュールを考えますと、3月お生まれの方を含めてしまうと、どうしてもそこは執行できないということで、2月末で組ませていただこうと考えております。以上でございます。

○小川 ありがとうございます。できれば同じように、そこに差が出ないように3月までというのが望ましいのかなというふうには思いますけれども、そちらもちょっと考えて、今後検討していただけたらなというふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、自費で受けたものに対する補助なんですけれども、これは何件くらい現状来ているのでしょうか。

○健康増進課長 今まだ開始されておられませんので、申請は受け付けておりません。以上です。

○小川 なるほど、分かりました。ありがとうございます。公平に接種の機会を提供するためにも、広報のほうよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康増進課長 広報等でしっかりと、ホームページも含めまして周知してまいりたいと思います。以上です。

○小川 ありがとうございます。私からは以上です。

○矢澤 それじゃ、お願いします。まず、新型コロナ対策、新規感染者数、自宅療養者数の急増、31号の補正予算のほうで伺います。ここには新型コロナ感染症に係る入院医療費の補助という、負担ということが出ています。入院費の一部負担というふうなことなんですけれども、第7波って、今回は本当に非常に多くの方が感染されたということで、発熱外来や入院にたどり着けないような状況があったと。入院、医療費の補助といっても、入院にたどり着けないような医療体制だったと思うんですけれども、そのことについて保健所はどのように考えていますか。

○保健予防課長 入院につきましては、今回かなり多くの入院患者が、病床使用率のほうで100%を超える日が連日続いていた状況ではあるんですけれども、実際のところは、病床稼働率に反映されないところの医療機関で入院されていた患者さんも含まれる状況になっておりますので、新型コロナウイルス感染症で罹患された方で、自宅療養から入院が必要になった患者様につきましては、今回第7波につきましては、入院ができなくて困ったという事例については、ほぼなかった状況にあります。

○矢澤 まず、この新型コロナというのは、診断を受けなくちゃいけない、診断が受けることができなかったということがあります。それで、このコロナの、例えば重症者の定義というのは、肺炎を起こして呼吸不全になると、人工呼吸器などが必要な場合を重症とって、それ以外は軽症になっちゃうというふうなことがありました。今回の第7波というのは、ほとんどの人が肺炎にならない、ならなかったと

いうふうに聞いています。軽症として分類され、この自宅や施設で待機している間に、全身状況が悪くなって医療につながれないまま亡くなる人が増えたというのが全国的に言われているんです。今の答弁ですと、柏ではそういう方は、亡くなった方も随分増えたんですけども、そういう方はいっしょにいなかったということでしょうか。

○保健予防課長 施設等でおみとりの状態で入所されていた方で、コロナにかかってしまって、そのままお亡くなりになられた方というのは一定数いらっしゃいました。その他施設のほうで、ほかの疾患があって、コロナに罹患したことで呼吸状態が悪くなってしまったりですとか、脱水傾向の状態では病状が悪化したりした場合については、医療機関への入院をお願いするような形で入院調整はしていたところであります。以上です。

○矢澤 まだ十分亡くなった方の対応というか、その状況がちょっと私も全部捉え切れてはいないんですけども、とにかく命を守る医療ということを優先して頑張っていて、ここの保健所だけではないんですけども、頑張っていていかなければいけないと思っています。今回のように、病院が対応不可能になるような状況というのがたくさん出てくると。そういう中で、本当にオンライン診療体制というのが、いざという時のためにつくっておくということは本当に重要だというふうに私は思っています。しかし、基本的には患者が全部受け入れられるような医療体制というのを、本当はこれをつくっていくことが一番必要だと思うんですけども、これ国も県も市も関わりなく、行政全体で今回のこのコロナの経過を見てみると、医療体制がもっと改善していく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺保健所はどう考えていますか。

○保健予防課長 こちらにつきましては、今回の夏の熱中症ですとか、含めた発熱患者が多かったところで、十分に医療にかかれずに苦しまれた方というのも声を多く聞いております。今後冬に向けて、インフルエンザ等のダブル流行という状況もあるかと思っておりますので、それに備えて、これから医療機関と関係機関と調整をしていきたいと思っております。以上です。

○矢澤 ぜひ医療体制、しっかり体制をつくっていく、改善していくということで、頑張っていたいただければと思います。

無料PCR検査の事業について伺います。これは今前回1回休止というか、やめたんですけども、これまた再開しました。これは、再開した無料PCR検査の体制ですけども、これいつまでやって、またやめるとか、そういう計画はあるんですか。

○保健予防課副参事 現在のところ継続をしておりますが、感染状況に応じて、また判断していきたいと考えております。以上です。

○矢澤 前も私意見申し上げたんですけども、やっぱり感染者が減ったときこそ、次に感染が広がらないように検査をして、検査体制つくっておいて、そして検査呼びかけて、そして次が、感染拡大がまた起こらないように、そういう継続的な

取組というのが必要じゃないかというふうに思っています。今確かにこの第7波少し収束と言えないかもしれないけれども、しかし感染者は減っているところあるんですけども、全然安心できないところありますので、この取組についてはやっぱり継続していくことを原則に取り組んでいただきたいと思いますけど、どうですか。

○保健予防課副参事 検査体制につきましては、今回国のほうでも見直しがいろいろ図られておりました、抗原検査キットを使った検査というのが主流になってくるのかなというところもございますので、その点につきましてもいろいろと検討させていただきながら、継続について、再開についても検討してまいりたいと思います。以上です。

○矢澤 ぜひ市民が自由に安心して、心配になったら検査を受けられるという体制、これはぜひ継続していくし、拡充していただきたいと思います。

次、新型コロナウイルスの予防接種事業についてなんですけれども、この集団接種会場、これの取組なんですけども、南部にはたしか2か所、沼南庁舎と、それからあと清掃工場かな、リフレッシュプラザあると思うんですけども、中央体育館というのは、たしかやめた……今やっているのかな。この集団接種会場の取組というのはやっぱり継続していく必要あると思うんですけども、この中央部とか北部とか、そういうところでも集団接種会場、これ確保していく必要があると思うんですけども、どうでしょうか。

○健康増進課副参事 予防接種につきましては、個別接種と集団接種を組み合わせながらやっているところがございます。現在予防接種、特に個別接種につきましては、北部地域において7割ぐらい、残りの地域、沼南地域であったりとか、南部地域入れて大体3割ぐらいでやっているところがございます。そうしますと、やはり地域性のことを考えますと、少ないところを中心に行政が支援していくという形で、南部エリア、また沼南エリアのほうを集団接種の会場として置いているところがございます。以上でございます。

○矢澤 市民の方からは、中部地域でもやはりあったら助かると、結局予約しなくて自由に行けるところがあるということがすごくいいというふうなことで声があるんですけども、どうでしょうか。

○健康増進課副参事 予約なし接種につきましては、中央体育館でやったりとか、南部クリーンセンター、また沼南保健センターという形で、市のほうではやらせていただいているんですけども、やはり医療機関のオペレーション含めて、予約なしでやってしまうと、やはり煩雑だというのがございますので、そこはなかなか難しいところではあるんですけども、限られたところ、マンパワー使えるところを中心にやらせていただきたいと思います。以上でございます。

○矢澤 はい、分かりました。もっともっとワクチン接種が進んでいけるように体制取っていただければと思います。

次、リアルタイムのPCR測定装置購入の件、これ伺います。老朽化というよう

なこともあったんですけども、老朽化による、いわゆる不具合というのはあったんでしょうか。

○衛生検査課長 現在2台のリアルタイムPCR検査のシステムがあるんですけども、そのうち1台が保健所開設時の平成20年度にリース契約し、リース契約終了の平成25年度にリース機器をそのまま購入しているものです。定期的に点検はしているんですけども、数回修繕も行っているため、新しいものに更新したいと考えております。以上です。

○矢澤 分かりました。購入しようとしているこの機種なんですけども、これは新しいからいろんなところのよさがあると思うんですけども、いろんなのがある中で、今回の機種を選んだ、それはほかのものとは比べてどんなよさがあって、それを選んだのか、分かったら教えてください。

○衛生検査課長 機種を選定は、これから入札等ありますので、これからなんですけども、一応計上してある金額は、2台あるうちの新しいほうの機種の金額になっております。以上です。

○矢澤 はい、分かりました。これ今のものってのは、検査の速さとか、そういう点では、前と比べてどれくらいの改善があるんですか。

○衛生検査課長 検査時間は、検体数とか検体の種類によって、前処理にかかる時間は異なるんですけども、現在ある古い機械は、機械にかけてから2時間測定時間がかかります。ただ、新しいほうの機械は、機械に入れてから1時間ということなので、検査時間の短縮を図ることができると思います。以上です。

○矢澤 じゃ、約2倍の検査の性能がいいというふうな感じかとは思いますが、ぜひ活用して、多くの方がこの無料PCR検査できるような形で取り組んでいただければと思います。

次、子ども・子育ての支援ということで、子どもの学び応援事業、図書カード配るということで3億9,000万円、多くの予算組まれています。図書カードを配るというふうなことなんですけども、図書カードとは具体的にどういうものでしょうか。

○次長兼学校教育課長 こちらは書店での対面販売だけでなく、オンラインの、インターネットのオンライン書店、こういったものにでも活用できる図書カードのネットギフトタイプというものがございます。こちらを紙に印刷したもので、大きさとしてはA4サイズを予定しております。

○矢澤 図書カードというと、小っちゃい図書カードイメージしちゃうんですけども、そうじゃないというふうなことなんですけども、そのA4のギフトカードみたいな感じのA4のものというのは、これは購入するときには何か煩雑にはならないんですか。

○次長兼学校教育課長 大きさは、A4タイプの紙なんですけども、当然紙ですので、折りたたみができますので、通常のカードサイズにたたんでいただければお財布等にも入ります。また、有効期限自体も図書カード、通常のものと同じ10年となっておりますので、特段に使い勝手が悪いというものにはならないかと思えます。

また、その大きさにつきましては、使う際のQRコードであったり、市からのメッセージであったりというところを記載することを考えて、その大きさを検討しているところです。

○矢澤 これは本人以外が使うことって、本人というか、子供、親と一緒に使うかもしれないんだけど、本人以外が使うということはできるんですか。

○次長兼学校教育課長 用紙に記載してあるQRコード、それからピンコード、こういったものがそろっていれば、本人でなくても使用は可能になります。

○矢澤 変に疑ったりするわけじゃないんだけど、これ貸与したり、人にあげちゃうとかというふうなことってのもあり得るということですか。

○次長兼学校教育課長 いわゆる転売等を防止するということは我々も考えておまして、その図書カード自体に転売ができない旨をきちんと記載していくこと、それからあくまでもお子様の学びに活用していただきたいということをメッセージと添えて、例えば親御さんが違うものを買ってしまうとかといったことは防ぐようなことを考えていきたいと思えます。以上です。

○矢澤 あと、これは図書カードというけども、図書、雑誌とか、いわゆる普通の図書カードで買えるようなものは何でも買えるというふうなことでしょうか。

○次長兼学校教育課長 御指摘のとおりでございます。ただ、書店によりましては、書籍以外の扱い、例えば乳幼児向けの知育玩具といったものも扱っているようなところございますので、そういったものにも活用できるのかなと考えております。以上でございます。

○矢澤 有効に活用されればいいけども、その辺がきちんとできるような工夫もぜひ必要かなと思えます。

あと、先ほどもありましたけども、生まれたばかりの子にも配布する、配布の対象とするというふうなことがあったんですけども、これはもちろん18歳以下というふうな形になればそうなるんですけども、これは生まれたばかりの子への図書カードの送付というのは、どういうことを期待とか、意図しているんですか。

○次長兼学校教育課長 どの範囲でというのは我々も考えたところなんですけれども、一つは全ての子供たちにとということで、図書カード自体の使用期間が10年と長く持てるものですから、例えばお生まれになったばかりのゼロ歳児、1歳児の方でも、その後絵本を読める年代になったら使っていただくであったり、先ほど申し上げましたとおり、知育玩具等の購入に活用できるものと考えて、新生児まで対象として考えさせていただきました。以上でございます。

○矢澤 有効に活用されるということと、それで新たな問題発生しないように、ちょっと工夫しながら取組を進めていただければと思います。

次、教職員用のGIGAスクールタブレット端末、あとこの……ごめんなさい。もう一つ、ごめんね、最後。さっきの図書カードの件は大きな予算で、結構大きな予算なんですけども、対応する事業者というのはどういうふうに考えているんですか。

○次長兼学校教育課長 事業費の3億9,000万円の内訳でございますが、図書カードの購入自体で約9割の3億4,700万円を想定しております。残り郵送料が2,000万、また効率的に、かつ短期間で配布することから、そういった不着対応であったり、コールセンター業務も含めた業務の委託というのも考えておまして、今お尋ねのあった業者さんというのは、この委託業者を想定しているところをおっしゃられているかと思うんですけれども、そういった不着業務の宛名管理業務であったり、コールセンター業務であったりというところに、対応可能な業者さんの中から競争入札で選んでいければと思います。以上でございます。

○矢澤 分かりました。じゃ、先ほど言ったG I G Aスクール関係のことで伺います。これ端末購入って書いてあるんで、これはリースではないのですよね。確認です。

○ICT推進室長 リースではなく購入です。以上です。

○矢澤 購入するということか、よくリースと購入とかあるけども、購入することの理由というか、リースじゃなくて購入の理由というのはどんなものですか。

○ICT推進室長 国の補助金等で財源賄うことにしております。単年度ということになりますので、リースですと、4年なり5年リースということで、その1年分しか出ないと。ですが、購入ということであれば、5年間使うものであれば、それを財源、補助金を充てることができるということで、それをもって購入という形を取らせていただいております。

○矢澤 分かりました。G I G Aスクールの取組と、スタートして2年ちょっとたつのかと思うんですけれども、これ最初から補正予算でスタートしているのですよね、国のね。そういうことですごく気になっていたんですけれども、この2年前から始めたものを、今回もそうなんだけども、これが、じゃ新しく入替えが必要になるというのはいつ頃になるんですか。

○ICT推進室長 令和3年度からこの1人1台については本格実施をしておまして、今導入している市で購入しました機器につきましては、令和3年度から令和7年度の5年間の使用を想定しております。ですので、次入れ替える場合には、令和8年度から使用するものに入れ替えるという形になろうかと思います。以上です。

○矢澤 最初に、じゃ入れ替えたときの、入れ替えたときというのは今後どれくらい、入替えの最初の年というのはどれくらいの予算になるか、必要予算になるか、分かったら教えてください。

○ICT推進室長 現在使っているものの購入費ですけれども、当初3万2,000台、約3万2,000台購入しまして、17億500万円かかっております。これと同等の規模で令和8年度から使うものを入れ替えた場合ですけれども、なかなか機器の単価というものが何とも言えませんので、ただ最近の、昨今の価格高騰とかを考えれば、なかなか同じ金額でというわけにはいかないんじゃないかなと想定しております。以上です。

○矢澤 相当なお金というか、予算が必要になるとは思うんですけれども、先ほど言

ったように補正予算でスタートさせたということの事業なんです。通常予算であれば、国の予算で毎年こうやって入ってくる。それが補正だったので、ちょっと心配しています、その予算が。もともとこの経済産業省の戦略から出てきたもので、文科省から出てきたものじゃなかったんで、私も最初から入替えても、これはちょっと批判してきたところがあるんですけども、今後入替えのときなんかには、国からの財政措置なんてのは、この見通しというか、その辺はどのように考えていますか。

○ICT推進室長 この令和8年度以降の扱いにつきましては、国のほうではまだ方針というのは出ておりませんで、当初の購入につきましては、先ほど17億と申し上げましたけれども、公立学校情報機器整備費補助金、それと新型コロナウイルス感染症の臨時交付金のほうで全額賄ったところですが、次どうなるかというのは示されていないので何とも言えないんですが、ただ、市で購入する場合には、国の財政的な支援というのは必要不可欠であると考えております。以上です。

○矢澤 本当にやろうとするんだったら、通常予算で当然やるべきなんですけども、その辺きちんと国のほうへの要請というか、申入れというか、ぜひやって、市が負担しなくちゃいけないような状態にならないようにしていただければと思います。

次、DX、ICT化で電子図書館サービス導入事業について伺います。これはいつから開始を予定していますか。

○図書館長 開始予定は、令和5年1月を予定してございます。以上です。

○矢澤 これ当初は全ての図書が対象となるのでしょうか。

○図書館長 全ての図書というよりは、一応1万タイトルを電子書籍でということで見込んでおります。以上です。

○矢澤 これ、じゃ借りられないものもあるということでしょうか。もしあったとしたら理由を教えてください。

○図書館長 電子書籍とは別に、紙の書籍は、これまでどおり図書館のほうで借りられますけれども、その全てが電子書籍にまずなっているということではなくて、様々なタイトル、数万タイトルあると言われてはいますが、その中から柏市では選書という形で1万冊を選びまして、そちらをまず導入で御提供するというふうに考えております。

○矢澤 じゃ、これは今1万冊というふうになっているんですけども、これをまた増やしていこうとか、そういう方向性はあるのでしょうか。

○図書館長 毎年少しずつタイトルのほうは増やしていこうと考えております。以上です。

○矢澤 アクセスの仕方というのは、どういうふうにするんでしょう。

○図書館長 今のところ、詳細はまだこれから詰めていくところですけども、基本的には、近隣のやり方ですと、図書館のホームページからサイトに入る入り口をつけます。そこからIDとパスワードを使って入っていただいて、そこから電子書籍を借りて、タブレットなりパソコンで読んでいただくと、そういうことを想定しております。以上です。

○矢澤 じゃ、これはIDとパスというのは、どのようにして市民に交付されるんですか。

○図書館長 まず、図書館本館に図書館の利用カードをお持ちの方に、登録を、利用登録ですね、電子書籍の利用登録をしていただいて、IDとパスワードを図書館から付与するというふうに考えております。以上です。

○矢澤 分かりました。これいわゆる電子書籍で貸出しというのかどうか分かんないんだけど、いわゆる貸出しとか、返却と言うのもおかしいのかもしれないけども、これは、例えば1週間と2週間と借りるとか、やり方というか、どうやって返すのかとか、いろんな、返さない、すみません、よく分かんないですけど、いわゆる貸出しとか返却とかいう今までのパターンのやつはどういうふうになるんですか。

○図書館長 まず、借りるときはID、パスワードでサイトにアクセスをしていただいて、本を借りるというボタンで読めるようにまずなるという形です。返すときは、例えば貸出し期間の2週ンを過ぎると、そのサイトに閲覧が、要するにアクセスできなくなる、閲覧ができなくなるということで返却されたというふうになります。以上です。

○矢澤 はい、分かりました。返却、つまり自分の意思と関係なく、2週間たったらそれで見られなくなるということですね。分かりました。これ通りでしたら、ぜひ市民への周知はしっかりやっていただければと思います。

次、こども未来のところで、障害福祉サービス等改造等補助金のことについて伺います。この発達支援室というようなことが書かれているんですけども、発達支援室というのは具体的にどのようなことが行われる場所ですか。

○障害福祉課長 発達支援室というのは、児童福祉法に基づきます障害児の方の通所施設、具体的には未就学児の方が通います児童発達支援事業所、また就学児から18歳までの方が通える放課後等デイサービスの事業所になります。以上です。

○矢澤 これは入園というか、今実際に発達支援室、これ併設している認定こども園とか、そういうのはあるんですか。

○障害福祉課長 実際に、このたび補助をさせていただきます、具体的に言いますと豊四季団地にありますくるみこども園さん、こちらには8月1日付で既存の建物を使いまして発達支援室、児童発達支援の事業所ができております。また、新柏には株式会社が設置いたしました保育園と児童発達支援の事業所を併設したものはございます。以上です。

○矢澤 そういうところに入れたいとか、そこで入園してほしいとか、させてほしいとか、そういういわゆる今のニーズがあるということでしょうか。

○障害福祉課長 保育園、幼稚園に発達の課題のあるお子さんというのがかなり多数通っておるという事実がございます。また、そういった保育園や幼稚園ではなかなか保育、それから幼稚園での行事などがちょっと難しいという状況もございますので、そういったお子さんが、例えば日中はその障害児のほうに通いまして、それ

からあと時間外の部分につきましては、こども園さんのほうに所属するというような形で、保育ができれば、できるということになりますと、ニーズについてはかなり高いのではないかと考えております。以上です。

○矢澤 先ほどくるみこども園というふうに言っていましたけれども、今回の改造の補助の対象というのは、こちらだというふうなことでしょうか。

○障害福祉課長 おっしゃるとおりでございます。

○矢澤 はい、分かりました。本当にきちんと支援していただければと思います。

次に、特別支援教育の推進というふうなことで、これマイナス補正になっているんですが、この医療的ケア児童というのは具体的に何人いらっしゃるんでしょうか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 令和4年度では、医療的ケアの児童生徒が7名おります。以上でございます。

○矢澤 医療的ケアというのは、具体的にはどのようなことをするんでしょうか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 具体的には喀たん吸引、それから軽微経管栄養、導尿といったようなことを行うものでございます。以上です。

○矢澤 ここには、今言われたのかな、小児糖尿病の方のインシュリンの注射とか、そういうのも入っているんですか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 今年度からは、インシュリンの注射についても実施しております。

○矢澤 ぜひ進めていただきたいんですけども、実は私も現場にいたときに、インシュリン注射やる必要な子が、修学旅行のときに誰が行くのかというふうなことで、結局教師はできないわけですよ。ですから、そのときにはそういう制度なかったんで、母親が来て、そのときだけ来てやるというふうなことで、宿泊のときに、もうそういうふうなことやったんで、本当にこういうふうなことができれば、もっと拡充していただければと思います。

また、ここでは報酬の増額と手数料の減額というようなことでマイナス補正になっているんですけど、これはどういうことですか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 今年度の7名支援のために、昨年、令和3年8月から医療的ケア看護師の募集をいたしました。ところが、当初募集が全然来なくて、会計年度任用職員の採用がちょっと見込めないなというところから、派遣契約での対応に切り替えました。令和4年度の予算要求としましては、派遣手数料として計上したんですが、その後ホームページであったりとか、すくすくメールで募集を呼びかけましたところ、応募がございまして、会計年度任用職員と、それから訪問看護ステーションでの対応が可能になったことから、報酬と、それから期末手当を増額補正し、また派遣手数料については減額補正をしたものでございます。以上です。

○矢澤 分かりました。継続的にこれが行われていけるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○武藤 それでは、専決処分のほうからいきたいんですけども、こちら7億

1,498万5,000円ということなんですけれども、当初予算の見込みではどうだったんでしょうか。

○保健予防課長 こちらのほうですが、7月補正のほうは8月、9月分を計上した経費になってございます。こちらのほう、当初予算としては見込んでおらず、フォローアップセンターですとかの分になります。フォローアップセンターのほうは、第5波の収束を迎えてから、4月、5月で業務改善を図りまして、フォローアップセンターということで、24時間自宅療養者の方の健康相談ですとか、様々な療養上の支援の相談に応じるという体制で構築したものでございまして、そちらの委託料となっております。以上です。

○武藤 当初は、じゃそのフォローアップセンターではなくて、市が直接やっていた業務を5波の収束に向けて、今度じゃ6波、7波に来たときには、市じゃなくて委託のほうにしようという、そういうふうになったんですか。

○保健予防課長 そのとおりでございます。以上です。

○武藤 9月補正予算に、その7月の専決処分と同じような事業で入っているのがあるんですけれども、フォローアップセンターの予算が7月の補正予算と比べると2.6倍になっていて、新型コロナの感染者に係る医療費が19.9倍で、自宅療養者の支援物品の調達配送費は1.25倍、派遣労働者の受入れが4.7倍になっていて、それぞれちょっと事業によって大分差があるんだと思うんですが、それはなぜでしょうか。

○保健予防課長 フォローアップセンターにつきましては、7波を迎えた時点で、最大6,000人自宅療養者が出た場合に対応できる人員ということで、最大で見込んだ数字となっております。それから、公費の委託料でございますが、こちらは入院医療費ですとか、あとPCR検査の委託料も含まれておりますので、検査を実施する患者数が増加することに応じて、検査の実績というのも上がってまいりますので、こちらのほうの委託料ということで、感染者数が1.25倍、それに伴って濃厚接触者という方たちも増えてまいりますので、検査が必要な方たちが、倍では計算できない状況で増えているという状況になっております。自宅療養者支援物品の配送事業につきましては、こちらにも患者の増加に伴って増加した分になりますので、ちょっとそれぞれ当初予算の見込みから足りなくなった部分ですとか、患者数の増加に応じて増加をさせておりますので、ちょっとそれぞれ等しい倍数というふうにはなっておりません。以上です。

○武藤 そうすると、等しく何倍とかっていうんじゃないで、それぞれの事情を考えながら、計算してこういうふうになったということですか。

○保健予防課長 そのとおりでございます。

○武藤 これは、年度末までの予算を考えてのことですか、どうですか。

○保健予防課長 こちらのほうは、10月、11月、12月、3か月分を見込んだ数字となっております。以上です。

○武藤 じゃ、また年度末に向けては、補正予算で考えていくというようなことですか。

○保健予防課長 そのとおりでございます。感染者数の状況に応じて、また体制のほうは、人員等の配備もございますので、検討してまいります。以上です。

○武藤 いずれにしても感染拡大になったときに、速やかに対応できるようにしていただきたいと思います。

次に、新型コロナワクチンの予防接種の事業なんですけれども、4回目の接種済みの方は何人いらっしゃいますか。

○健康増進課副参事 9月の12日現在で4回目接種終了した方は9万5,623名でございます。以上でございます。

○武藤 当初予算では、3回目と4回目の方の分のワクチンの費用分ということで、今回は4回目の未接種の方と5回目のワクチン接種分と捉えていいですか。

○健康増進課副参事 おっしゃるとおりでございます。

○武藤 他市に比べてなかなかワクチンを素早く接種できないというような意見もあるんですけれども、5回目の分も今回予算につけているというのは、そういうことも含めてでしょうか。

○健康増進課副参事 5回目につきましては、今回この夏、7月、8月とかで接種をされました高齢者を中心に、また現時点においては5か月の接種間隔だと思うんですが、ちょっとこれは今、国のほうでは前倒しするのではないかとされていますが、その方を見込みまして予算計上しているところでございます。以上でございます。

○武藤 ワクチンの副反応とか、そういうことなどについては把握していますか。

○健康増進課副参事 把握しております。

○武藤 どんなふう把握されていますか。

○健康増進課副参事 予防接種法に基づきまして、調査委員会というのを私たち設置する義務がございますので、そちらのほうで上がってくる情報として把握しているところでございます。

○武藤 どのくらいの方が副反応で柏市の場合あるのでしょうか。

○健康増進課副参事 ちょっと今手元にはないんですが、64件です。

○武藤 64件ということなんですけれども、これはどういうふう把握できるのでしょうか。

○健康増進課副参事 2つのやり方がございまして、医療機関から上がってくるもの、また薬剤のメーカーさんから上がってくる2つのパターンから把握しているものでございます。また、それが国に行きまして、国からの情報が市に下りてくるものでございます。以上でございます。

○武藤 じゃ、これからも上がってくる件数にもう少しあるのかなと、ちょっとそういうふうな心配もするんですけれども、しっかりと把握していただきたいと思います。

それで、次に介護福祉サービスの保育園、幼稚園、事業者向けの物価高騰対策支援助成金なんですけれども、この積算根拠については、介護福祉サービスでは入所で

食材費が定員1人当たり7,500円、通所で2,100円、保育園、幼稚園で幼児が1食当たり13円、乳児が1食当たり11円ということですが、それぞれの施設や事業所、園などに調査をして、現状を伺った上で決めているものなんでしょうか。

○高年齢者支援課長 介護施設、障害福祉施設につきましては、介護施設につきましては、事業所団体、柏市介護サービス事業者協議会という団体が自ら会員に調査をした結果などをいただきまして、その結果と、あと消費者物価指数などを勘案して、それぞれの項目について具体的に積算したものでございます。以上でございます。

○武藤 保育園のほうとか、どうですか。

○保育運営課長 保育園については、公立の1人当たりの単価をまず出しまして、それに福祉同様、消費者物価指数を乗じて単価を出しました。以上です。

○武藤 助成の期間は年度末までとなっていますが、それ以降はどのように考えていますか。

○高年齢者支援課長 ひとまず今回は年度末までのものとしておりますが、物価高騰の状況が今後またどのようになるかというところは見ていかなければならないと考えております。今回財源は国から来ております地方創生交付金を充てさせていただいておりますので、また来年度以降、その国の動向などもよく注視しながら、必要に応じ対応できたらと考えております。以上です。

○武藤 それでは、ぜひ支援のほうもお願いしたいと思います。

次に、電子図書館のサービスのことなんでしょうけれども、これ新刊本も読めるんでしょうか。

○図書館長 いわゆるベストセラーですとか何々賞という、出版されたばかりの本というのは対象になりません。以上です。

○武藤 人気のある本とか、そういうところに希望者の方が多数いる場合というのは、みんな全ての方が読めるようになるんですか。

○図書館長 電子書籍につきましては、なかなか新刊本が電子化されにくいということを知っておりますので、新しい本につきましては引き続き紙で提供していきたいというふうに考えております。以上です。

○武藤 本当に今の図書館を電子化したというイメージで考えていいんですか。

○図書館長 今の図書館が丸々電子化されるわけではなく、今ある紙の書籍での図書館に電子でも読めるサービスが追加されるという形です。以上です。

○武藤 個人情報を守れるんでしょうか。

○図書館長 個人情報については、サイトへのアクセスも含めまして、そういった個人情報使わない形でアクセスするというふうに考えております。以上です。

○武藤 個人情報使わない形といっても、どの本読んだりとか、いろいろ本の趣味とか、いろいろ思考とか、考える情報があると思うんですがけれども、それについてはほかに漏れないようにとか、しっかりした管理ができるんでしょうか。

○図書館長 現在も私ども図書館でも、どの方がどの本を読んでいるかというのが分からないようになっております。以上です。

○武藤 高齢者の方など、パソコンやスマホなどが利用できない方に対するフォローというのはどういうふうにされますか。

○図書館長 まずは、使い方を知っていくための周知はしっかりとしていきたいというふうに考えております。以上です。

○武藤 周知のほうよろしく申し上げます。

それでは、障害福祉サービスの事業所等に対するサービス継続支援事業なんですけれども、令和3年の実績ベースで計算すると1,620万4,000円だったのに、国と協議をする中で内示額は1,604万1,000円だったので、今回この金額にしたということなんですけれども、約20万ぐらい減っている形になるんですが、その分足りなくなった場合はどうするんでしょうか。

○障害福祉課長 こちらの補助金につきましては、入所系の施設につきましては100%、それから通所、それから訪問系のサービスについては90%の申請見込みということで予算を組んでおります。ただし、予想よりも申請が増えた場合、予算がなくなったからそこには出しませんという形というのはなかなか考えづらいということがございますので、財政課などとも協議をいたしまして、全ての事業所に補助が行き渡るような形で進めたいと思っております。以上です。

○武藤 ぜひよろしく申し上げます。

老人福祉センターの管理事業に係る債務負担行為なんですけれども、こちらは柏寿荘の委託管理費用ということですが、今までにこい荘とかかたくり荘と一緒に管理委託をしていたと思うんですけれども、なぜ今回柏寿荘の委託管理があるんでしょうか。

○高齢者支援課長 これまで3館老人福祉センター合わせて指定管理に出してございまして、ただ柏寿荘につきましては、北部クリーンセンターからお湯の提供を受けております。年数も大分たっておりまして、老朽化しているところもありまして、北部クリーンセンターが長寿命化工事をするという予定があつて、そのときに併せて柏寿荘についても改修工事をしようという話が環境部と協議しておりました。その最短で、令和5年度から、最短で事業が進めば、令和5年度から改修工事が始まるという見込みでございましたので、今回令和3年度から5年間の指定管理を募集するときに、柏寿荘だけは令和3年度から4年までの2年間ということで指定管理者をお願いをしておりましたが、その北部クリーンセンターの長寿命化工事の進捗が当初想定したものから少し遅れたものですから、そちらを鑑みて、令和8年度から工事ができそうだということなもので、今回新たに令和7年度までの3年間分について、柏寿荘だけの追加の募集ということにさせていただきました。以上です。

○武藤 リニューアル延期になるということなんですけれども、それについては影響はないですか。

○高齢者支援課長 利用に関して、今のところ大きな部分の改修、利用に困るような、例えばエアコンが不具合があつたりとかということの改修は順次させていただいてございまして、今現在利用について、直ちに影響が出ている部分があるわけでは

ないので、向こう3年間御利用いただくのには困らないかなと考えております。以上です。

○武藤 それでは、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の防災減災の対策なんですけれども、非常用自家発電機の整備の状況というのはどうですか。

○高齢者支援課長 こちらの事業、まだ今国から通知を受けて事業をやりたいという事業者さん、申請をして、今まだ国から内示が出ていないものですから、内示がありましたら、実際の工事の手続に入ることになっておりますので、まだこの補正予算に関する工事についてはこれからなんですけれども、その内容でよろしかったでしょうか。

○武藤 まだ非常用自家発電機が整備していないというところで、今回希望しないというようなところもあると思うんですけれども、そういうところについてもぜひ、いつ災害あるか分かりませんので、そういう整備ができるように進めていただきたいと思います。

それから、総合保健医療福祉施設管理業務委託に係る債務負担支払いなんですけれども、これはウェルネス柏の業務委託のことですけれども、業務内容の変更はありますか。

○次長兼総務企画課長 今回令和5年から令和7年の3か年分についての債務負担行為設定でございます。前回債務負担行為設定した管理業務委託については、その前の3年ですので、今回のようなコロナウイルスに関する消毒等の管理委託、そういったものが含まれておりませんでした。ですので、今回の契約につきましては、そういった消毒の関係をプラスアルファする、それとあと今回のコロナウイルスで職員の電話対応というのかなり疲弊しておりましたので、まず夜間休日対応の電話、それをまず電話交換手的な役割をぜひ企業のほうに担っていただきたいということで、それをプラスして債務負担行為の設定ということでお願いしているものがございます。以上です。

○武藤 それで、ちょっとお願いなんですけど、総合保健医療福祉施設管理業務といっても、ちょっとぴんとこないところがありましたので、資料のほうにウェルネス柏とか、ちょっと括弧して書いていただくとかしていただけたらいいなと思います。あと、老人福祉センターについてもどこなのかなというのが分からなかったもので、ちょっとそこにも柏寿荘とか、何か括弧で書いていただいたらいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

あと、介護保険等業務委託に係る債務負担行為のことなんですけれども、こちら5年から7年の債務負担行為ということですが、どのような業務でしょうか。

○高齢者支援課副参事 一般会計のほうにつきましては、窓口委託だけなんですけれども、介護特会のほうにつきましては、今回は現在の窓口委託に加えまして、要介護認定の調査委託を追加しております。市直営の調査員につきましては、新規募集をしているんですけれども、これまで従事されてこられた方が年齢などを理由に

引退される方が増えており、やめる方のほうが多くなっております。このため確保が困難となっており、申請から認定まで法定の30日というのがあるんですけども、ちょっとこれがなかなか守れなくなってきております。ただし、高齢者数の増加に伴い、認定調査のニーズは今後も増えていくものと思われまじけれども、現在の状況を解消するため、認定調査についての委託を追加するものになります。以上です。

○武藤 そうしますと、市が直営でやっている認定調査と、あと委託する調査と、できるということですか。

○高齢者支援課副参事 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○武藤 今30日以内に認定できない場合もあるというようなお話を伺ったんですけど、どのくらいで認定されているんでしょうか。すぐに介護サービスが必要だというような方はどうしていますか。

○高齢者支援課副参事 認定日数ですけれども、最近ですと、令和4年の7月末現在ですと43.5日かかっております。すぐに使いたい方ですけれども、一応こちらにつきましては、申請したときから介護保険のほうは有効とさせていただいているところでございます。以上です。

○武藤 それは、みなし認定みたいな形で利用していただくということですか。

○高齢者支援課副参事 お見込みのとおりでございます。以上です。

○武藤 みなし認定でサービス利用されている方というのは、どれくらいいらっしゃいますか。

○高齢者支援課長 今みなしで使えるということも申し上げたんですが、実際には例えば本当にお急ぎで介護サービスが必要な方となりますと、例えばがん末期の方などで、入院していた方が退院して、自宅ですぐに必要なだという場合がよくあるんですけども、こういう場合には、申請してすぐに認定調査伺えるように、緊急で調査に伺う人員を確保してございますので、そういう場合には、どうしても必要な緊急を要する方については今でも対応できております。みなしで使っている方というのは、実際には調査を行って、一次判定というので、仮の介護度が出てから使う場合が多い、あまりかけ離れたサービス使ってしまうと、後で自己負担が発生してしまったりということになるので、実際には認定調査が終わってから使われる方がほとんどでございます。以上です。

○武藤 介護認定を行う業務というのは大変重要だと考えるんですけども、資格のある方が行っているんでしょうか。

○高齢者支援課副参事 資格のある方になります。以上です。

○武藤 市は、募集してもなかなか集まらないというのは、何か原因があるんですか。

○高齢者支援課副参事 市が募集しても、例えば採用の条件で、興味がある方はいらっしゃるというふうには伺っているんですけども、条件の中に都道府県の研修を受けていなければならないというのがございまして、そこがちょっとなかなか受けられなくて、ちょっと採用に至らないケースがあるというふうに聞いております。

以上です。

○武藤 都道府県の研修というのは、市が支援して、何か受けられるようにとすることはできないんですか。

○高齢者支援課副参事 今千葉県のほうは、今3月と4月にしかちょっと行っていないような状況なんですけれども、現在千葉県のほうにもうちょっと増やせないかということで依頼しているところがございます。ちょっとまだ回答は来ていないんですけど。以上です。

○武藤 個人情報管理するという点でも大変重要なお仕事だと思いますので、しっかりと市が責任を持って行っていただけるようにしていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ちょっと1時間過ぎましたので、ここで暫時休憩したいと思います。

午後 2時 9分休憩

○

午後 2時14分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで答弁の追加を求められていますので、お願いいたします。

○保健予防課長 先ほど武藤委員への御答弁の中で誤りがございましたので、修正させていただきます。新規感染者数、自宅療養者数急増への対応ということで、第31号議案のところで、補正予算なんですけど、3か月分と答弁してしまったのですが、こちらのほう感染拡大期3か月と感染が収束している時期3か月ということで、6か月分見込んでおりますので、それぞれ感染拡大期と感染が収束している時期、それぞれに対応できるように6か月分、3月末までを見込んで計上しております。以上でございます。大変申し訳ございません。

○委員長 武藤委員、よろしいですか。

○末永 補正予算からちょっとお伺いします。新規感染者の自宅療養者数急増の対応のための24億9,533万9,000円の金額ですけども、これ全部委託ですか。

○保健予防課長 委託料だけではございません。

○末永 それじゃ、委託先、委託単価の積算根拠ありますよね。それください。それで、ちょっと後でいいですから。そこで体調不良が見られたとき、自宅療養に対して看護師が健康観察の実施とありますね。これ誰が実施するんですか。看護師でしょうけど、どこの誰が、東武トラベルの派遣された人が行くのかどうなのか、そこら辺具体的に。

○保健予防課長 こちらのほうは、阪急交通社のほうに委託をしておりますして、阪急交通社が看護師を派遣する部門のところに再委託という形で、リップルコミュニティというところが委託を請け負っております。そちらのほうの看護師のほうで電話で相談に応じるものです。以上です。

○末永 それのチェック体制はどうなっているんですか。それに対するチェック体制。

○保健予防課長 こちらのほうですが、国が健康管理システムのほうで、マイハーシスという在宅療養者の方が、体温ですとか、酸素飽和度ですとか入力していただいて、在宅療養者の方が健康観察、日々健康観察をしていただいているシステム、国のシステムがあるんですけども、そちらのほうに対応内容ですとかを、結果を入力していただいております。また、対応記録につきましては、トータルで表を、エクセル表でいただきまして、対応内容のほうは保健所の職員のほうがチェックしている状況です。以上です。

○末永 そうすると、市の保健所はほとんど関与していないと。委託先の看護師が上がってきたデータをちらっと見る程度と。それをチェックして、その後どうなったのかなどはしていないということでしょうか。

○保健予防課長 内容は必ずチェックしております、医療につながった方ですとか、医療につなげた方も含めて、内容は確認するようにしています。以上です。

○末永 それで、先ほど言ったように、在宅療養者の配送、療養証明書の発行だとか、それも委託ですよ。保健所で委託、証明書を発行しているのでしょうか。

○保健予防課長 委託内容に追加してございます。ですので、委託業者のほうで発行していただいております。以上です。

○末永 発行していますよね。ちょっとそこら辺、ちょっと幾つ発行して、どうしているかというのは、後で詳細をいただけますかね。次のところで言いますが、マスコミでも議論になっていましたけど、ワクチンの注射を打っていない人が打ったということで、打ちたくないために打ったようにしてくれということで、今医師が捕まりましたよね、クリニックの医師が。捕まって、それがデータ見たら100人以上の人が、最初は五、六人で捕まったんですけども、調査したら100人以上なんかいるというのが報道もされていたんですけども、私は、チェック機能がきちっと果たさないと、こういうものが起きてくると思うんですよ。医者が1万7,000円ぐらいのものでごまかすなんていうのはあり得ないと私は思うんですけど、だけど現実には起きているわけですよ。それはチェックがないから、チェック体制がされてないから私は起きているんじゃないかと思うんですよ。モラルもあるのかもしれないけど。だけどお医者さんが、医師の免許持っている人がよもやそういうことは、まずあり得ない、間違っって注射打ったというのは、それは人間ですからあり得るかもしれないけど、打ってないやつをごまかして、国から申請をもらっているというのは、私はあり得ないと思うんですけど、これはずっと調べないと、何も見てない、保健所もチェックしない、きちんと二重チェックしたり、本当にそうだったのかどうか分からないと、それは25億近い金が、税金が垂れ流しになりますよね。だから、全部ほとんど見ますと委託ですから、委託しているから、保健所は具体的に何をやるのでしょうか。今まで保健所大変な思いをしていたんですけども、ほとんど委託になっていますよね。全部と言ってもいいぐらい。だから、保健所は何を集約して、何をどういうふうにしているのか、お示してください。

○保健予防課長 一定数至急に調査ですとか、医療につなげなければいけない方で

すとか、入院が必要な方ですとか、あとシステム上で健康管理ができない方もいらっしゃると思いますので、そうした方につきまして、御高齢の方ですとか、御不自由な方ですとかで、システムによる健康観察ができない方につきましては、保健所のほうで健康管理等を行っております。また、先ほど証明書のほうなんですけれども、証明書につきましては、きちんと患者であることを確認した上で証明書の発行をするような流れとなっておりますので、成り済まして証明書発行するというようなことは行っていないものと考えております。

○末永 それじゃ証明書の発行数はどのぐらいあるんでしょうか。

○保健予防課副参事 今療養証明書の発行につきましては、週に2回ほど業者のほうで取りまとめをしております。療養者によって大分数は違うんですが、ここ直近ですと、前回は257件、その前が263件ということで、1週間で500件程度の発行しております。ピーク時ですと、約1週間で1,000通ほどの発行をしております。以上でございます。

○末永 国は、証明書の発行を省略したので、証明書はあまり発行しなくていいというふうになりつつあるということでしょうけども、だけど証明書発行しないと、保育園とかいろんなところについて、省略したといえども、どうかすると駄目よというところもありますよね。そういうための証明でしょうか。それとも何を主に500件近い証明を取っているんでしょうか。

○保健予防課副参事 利用の目的につきましては、こちらのほうでも全て把握はできていないんですが、主には保険会社に提出するものであったり、会社であったり、今委員がおっしゃられましたように、治った、回復した後に出勤したり、学校に通ったりというところで提出しているというのも一点あるというふうには伺っております。以上です。

○末永 ぜひ委託も含んでチェックをきちっと、なぜそうやってしたのかをぜひしていただきたいと思いますね。そうしないと、不正が見逃されていくということがないようにお願いをしたいと思います。

次に、あちこちになりますけど、先ほども議論ありましたけども、物価高騰による食材費、光熱費の燃料費の高騰による申請は、どっかの協議会か何かから上がってきたものについて出すと言いましたね、何か。そういう言い方しましたけど、もうちょっと具体的に言ってほしいんですけど。

○高齢者支援課長 柏市介護サービス事業者協議会という介護サービスの事業者さんで構成する団体がございます。そちらの団体が会員の事業者にアンケート調査をして、実際どのぐらいの影響が、物価高騰による影響が出ているかというものを調査された結果を御提供いただきまして、そちらを参考にしたものと、あと実際に、今年の1月から3月にかかった費用に対して、物価高騰分の消費者物価指数を掛けて、物価高騰による影響が幾らぐらいかということを見当をつけまして、それを、例えば入居者1人当たりですとか、車1台当たりというところに割り返して積算しております。以上です。

○末永 そうすると、そのの、全部そこに加盟しているんでしょうか。事業所は、していませんよね。それは、していないところにもするんでしょうか、しないんでしょうか。

○高齢者支援課長 今回助成の対象としておりますのは、その会に加入している、していないにかかわらず、柏市の指定を受けている介護サービス事業所を対象としてございます。以上です。

○末永 そうすると、食材費、光熱水費は燃料費、どういう算定しているのか、ちょっと具体的に分からないんだけど、食材費が上がった場合、それも既に利用者に、例えば1食500円だったのを530円にしてくれとか、550円にしてくれって、利用者に転嫁していませんか、それは。そういう事業所もあるというふうには聞いているんですが、その人に直接払うんでしょうか、それとも事業所に払うと書いてありますね、これね。これ事業所で助成だから、事業所に対して助成ですよ、そういうところにはついてどういうふうにはしているんでしょうか。

○高齢者支援課長 確かに、既に金額、利用料、あるいは食費を値上げをしていらっしゃる事業所も幾つかあるというふうには聞いております。ですので、今回助成をするに当たっては、利用者への負担について考慮するようにということを事業所のほうには求めていきたいと考えております。

○末永 そうすると、事業所が二重取りしますよね。光熱費も含めて、例えば1食、介護施設だからデイサービスも入るんでしょうけど、1食当たり、例えば600円とした場合、600円にした場合、その中に光熱費、運搬料とか、食材費を入れて600円というふうにはしているわけですよ。もうけは取らなくても、原価としてやるけど、上がったから既に上げていますよね。そうすると、事業所に助成ですから、それは事業所は二重取りになりますよね。そういうことに。だから、やはりきちんと、何か業界みたいのが算定したって言いますが、やはりいろんなところを調査をして、きちんと法人指導課があるわけですから、どこの法人がどういうふうにしたのか、あるいは冊子の中にあるデイサービスなんかどうなのか、それから施設はどうなのかというところをちゃんとする必要はあるんじゃないかと思いますが、そういう調査はしないで、一括で助成金をこういうふうにはばらまこうとしているんでしょうか。お答えください。

○高齢者支援課長 全ての事業所に調査をしているわけじゃないのは確かでございますが、物価高騰の影響はどこの事業所も同じように影響を受けているものであろうというふうに捉えております。また、その利用者へ既に値上げ要請して値上げを実施している事業所につきましても、今回10月以降のかかる経費について助成をするものでございますので、10月以降の利用料とか、そういうものについては、二重取りにならないように、きちっと対応する旨を誓約していただいた上で補助金を交付するような手続をしたいと考えております。以上です。

○末永 この燃料費というのは、何を言っているんでしょうか。送迎用の燃料費も含むのか、何を言っているのか、何でしょうか。何を基準にしているんですか。

○高齡者支援課長　ここで想定をしております燃料費は、通所サービスについては利用者の送迎を想定してございます。また、訪問については、ケアマネジャーさんですとかヘルパーさんが各家庭を訪問するときを使う自動車の燃料費を想定してございます。また、入所施設につきましても、利用者の病院に送ったりとかということで車を保有しておりますので、そういう利用者を送迎するために使っている車両を対象とすると考えてございます。以上です。

○末永　それは、燃料費含めて介護保険の認定されて1割負担と、あるいは2割負担、3割負担もいるでしょうけど、その中に含まれていますよね。1回やったけど、幾らか分かりませんが、50円だとか、500円ですかね。1回の送迎費の1回分は500円、だから1割負担の人は50円負担と、そういうふうになっている。それを国が基準を上げれば、それは事業所が、事業所に入ってくるわけだから、あまり関係ないですよ、それは。物価高騰というのだったら、国がその基準を、送迎費用を1割と、500円のところを550円とかにすればいいわけですよ。それで介護保険料を支払うようにすればいいわけですよ。だから、何か矛盾しているんですよ、これね。事業所、もう既に利用者は負担させられちゃって、そしてなおかつ事業者だけがもうかるというか、補助するというのは違うんじゃないか。だから、ちゃんと算定をして、そういうふうになっている場合というのは上げざるを得ないんですよ、どこもそれは、正直言うとね。高く上がっちゃっているから、野菜から何から全部上がっちゃっているから。だから、上げざるを得ないから上げているんですよ。上げているところについては、それは補助がこういうふうにしてありますよという、10月1日からだというんじゃないかと、ちゃんと調査をして、それについては事業所については、利用者からは補助しますから、それは取らないでくださいよとか、何らかの指導をしないと、利用者からも負担をさせて、助成もありましたというんじゃないか、じゃ利用者だけが損じゃないですか。だから、これきちっと、もうちょっと国にも要請して、介護保険料の見直しを、これは3年に1回だから仕方がないところあるけど、私はそこら辺を特別に送迎の燃料費等については上げますよとか、そういうことをしないと駄目じゃないかと思えますよ。食材費は上がったたり下がったりしますからね、これはいろいろあるかも。それでも上がっちゃっているから、水、光熱費は電気料含めて上がっているわけですよ。これは柏市なんかでいうと、福祉のほうで水道料金なんかは、じゃ施設については少し半分にしましょうとか、すれば済むことですよ、これは。だから、やっぱりやり方だと思いますから、もうちょっと工夫して、言葉では物価高騰だから、どこでも補助すりゃいい、事業所にやればいいというんじゃないかと、実際は利用者に、一番大変なところが負担させられて、デイサービスを今まで3回行った、週3回行ったのを2回にするとか、2回行っている人は1回にするとかになっているわけですよ。そうすると、事業所はもっと困るわけですよ、それはね。だから、そういうことにならないように、ちょっとよく調査をしていただきたいと思うんですね。きちんと事情聞いて。これ法人化を含めてぜひやっていただきたいと思えます。

次に、教育用のG I G Aスクールタブレットについてお伺いします。小中学校に約1億1,585万円やるようですけども、これは今まで入札したスカイなんとかという会社がまた取るのでしょうか。

○ICT推進室長 昨年度からこれについては競争でやっておりますので、昨年度補正で購入した分については、これはスカイ株式会社が取っております。ただ、今年度また競争でやりますので、その結果は分からないということになります。以上です。

○末永 担当者だから、ちょっと分からないけど、これ指名競争入札でしょうか、それともネットで募集してやるのでしょうか。

○ICT推進室長 一般競争入札になっております。以上です。

○末永 そうすると、これも大体、よくあることですが、これ手出さないという、前の人が出たから手出さないという慣例があるんですけども、そういうことにならないように精査をきちんとやっていただきたい。そして、この金額が流れると、どうしてもそれ入札金額が、算定金額をしているんでしょうから、これ見積りちゃんと取ったんですか。

○ICT推進室長 これについては参考見積りを取っております。

○末永 何者から取ったのでしょうか。

○ICT推進室長 参考見積りについては1者から取っておりますけれども、物品の購入ということになりますので、物の定価というものがございまして。この定価に対してどれくらい値引きをしていただけるかというところになってくるかと思っておりますので、1者から取った上で、私どものほうである一定の値引き率を掛けて、この予算案というものを提出しております。以上です。

○末永 ぜひ中立公正なあれで、ぶれないようにぜひやっていただきたいんですね、これね。ずっと調べていますけど、あまりいいことじゃないので、ぜひ担当室含めて、これは教育委員会全体できちんとチェックをしていただきたいなと思います。

市立高校に初めて入れるわけですね、今回。市立高校のタブレットの端末買うのも、これも同じように入札でしょうか。

○市立柏高等学校事務長 こちらも一般入札となります。以上です。

○末永 この9,291万というのは、市立高校でチェックしたのでしょうか。

○市立柏高等学校事務長 こちらも業者から見積りを取りまして、それを基に作成しております。以上です。

○末永 これも一般競争入札をしますよということですね。

○市立柏高等学校事務長 そのとおりです。以上です。

○末永 ぜひここも緊張感持ってぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○市立柏高等学校事務長 緊張感を持ってやらせていただきます。以上です。

○末永 ぜひお願いします。

次に、この補正予算の概要版の7ページです。IT教育支援アドバイザー業務委

託、債務負担支払ですが、どんなこと、毎年約1億ですよね。令和5年から7年、約1億円ですけども、どんなものをいうのでしょうか、ちょっと説明願えますか。

○ICT推進室長 これはIT教育支援アドバイザーと申しまして、一般的にはICT支援員というものになります。内容としましては、学校におけるICT活用を支援をする外部人材、これを学校に派遣をして、主に授業サポートを行う人材ということになります。以上です。

○末永 説明、ちょっと資料も含めてですが、アドバイザーってどういうことするんでしょうか。

○ICT推進室長 先ほど申しましたとおり、授業サポートということになりますけれども、ICT機器、学校にいろいろGIGA端末も含めまして入っておりますので、その操作技術の支援であるとか、あと授業で使う教材等の作成、あとは先生方に対する研修等を学校の中で行っていただくと、そういった人材になります。以上です。

○末永 だけどもあれですよ、週1回ぐらいしか来ないんでしょう、そういう人は。学校には。週1回ぐらい来ない人が、週1回ぐらい学校の先生がアドバイザーにするよりも、学校にはいるんじゃないですか、若い先生たち、できる人たちが。どうなんでしょう。

○指導課長 やはり専門性があるという点では、学校の、一部にはもちろんたけている人はいますけれども、なかなかそこまでは至らないところが多いので、やはり貴重な存在です。以上です。

○末永 私も最初は分からないときはそう思っていたんですよ。それでずっと下請の業者にいろんな話を聞いて歩いて、いろんなことを聞いて歩いたら、スマホできる人だったら、ほぼ3日も4日も教えなくても十分可能ですよって、今機械のほうが精巧にできているから、そんな主なことありませんって、もし故障したときは、それは元のところに行けば、問い合わせたらできることなんですけども、そこら辺はどんな専門性があるんでしょうか。専門性のところに言ってくださいよ。

○指導課長 やはり教材をつくって、それをどのように子供たちに提示するのか、それからその扱い方、日々やはり授業のつくり方も変わってきています。毎年だんだん進化してきていますので、その辺は対応していかなくちゃいけない、そういう意味では、ITアドバイザーの専門性というのはかなり必要なものになっております。以上です。

○末永 3億円かけるわけですよ。令和5年から7年で3億円。そして、アドバイザーは25人で週1回ぐらい行くというんですね、学校に。教えるというんでしょう、いろんなことを。端末のアカウントの発行だとか、削除作業だとか、学校の要望に応じて細かな仕上げできる人材を派遣するというんですけども、それはちゃんと訓練すればできることじゃないんでしょうかね。だから、専門性というのは何を指しているのかが知りたいんですよ。だから、ぜひこういう専門性があるということの後でもいいから示してくれませんか、資料で。よろしいでしょうか。

○指導課長 承知いたしました。

○末永 次に、地域密着型特別養護老人ホームについて、認知症高齢者グループホーム等の防災減災対策、先ほども議論になっていましたが、非常用自家発電機整備というのは、これはどういうのをいうんでしょうか。機械を、工事をするのか、それとも私は自家発電機を普通買うと28万ぐらいするやつ、ネットで買うと12万円ぐらいで買えて、そして井戸水なんか、私はそれでくみ上げたりしたんですけども、そういうものをいうのか、どういう自家発電をいうのか、どういうのをいうんでしょうか。

○高齢者支援課長 今回助成の対象となっておりますのは、非常用自家発電機、72時間以上。停電時に必要な箇所に72時間以上の電力供給ができること、また地震等で転倒しないようにアンカーボルトで固定することなどの条件を備える発電機を設置するものとなっております。以上です。

○末永 それは、72時間というのは電気でやるんですか。

○高齢者支援課長 発電の仕組みは様々あるかと思います。例えば重油を使うものであるとか、72時間以上ですので、蓄電池では恐らく間に合わないかと思いますので、何がしかの燃料を使って発電する設備ということになるかと思います。以上です。

○末永 そうすると、これは何基買う予定なんですか、非常用発電機整備に対する補助というところは、何か所に。

○高齢者支援課長 今回申請が出ておりますのは、新設が5施設、それから今ある発電機が故障していて使えないということで、そちらの修繕をしたいという申請が1件でございます。以上です。

○末永 全部で幾つ。

○高齢者支援課長 全部で、新設が5件、修理が1件です。

○末永 そうすると、6件に4,658万というのは、どういうのを買うんでしょうか。燃料でと言いましたよね。72時間だと、ガソリントankが50リットルぐらいないと72時間もたないんですよ。50リッターなんていうのは、外づけでやるんでしょうか。灯油でやるんでしょうか、それとも重油なんんでしょうか、ガソリンなんんでしょうか。こういうのももうちょっと詳しく、非常用自家発電って、非常用といたら電気が止まったときに使えるというやつですよ。だから、蓄電用もあるわけですよ。蓄電用を言っているのか。5件で終わったら、これ幾らですか。900万ぐらいするやつを買うということですよ。約1,000万近いのを。だから、どういうのをいうのか、例としてこういうものをいうのですよというようなことを委員会には出さないと、このままぼんと投げて4,658万2,000円ですって言って、私は各特養だとか養護施設だとか、小規模多機能の施設だとか、全箇所に設置するのかなって、何をやるのかなと思っていたんですよ。それどういうものを想定されているんでしょうか。

○高齢者支援課長 今回国がこの自家発電機の設置費用を補助するという事業でございまして、この事業を希望する事業者を募って、御案内をして募ったところ、今

年度中に整備をしたいという事業者の分を今回補正予算として計上させていただいております。

対象、今回事業やりたいという事業者さんの施設の規模が、小さいところから大きいところまで様々ございまして、事業費もそれぞれの施設によって、小規模の特用からグループホーム、小規模多機能型の事業所までございますので、ちょっとその発電機の規模が様々でございます。また、その発電機そのものを、今回申請のもの、ちょっと今私手元で申し訳ございません。詳しいものはないんですが、これまで整備されている非常用自家発電機ですと、おおむね軽油、重油、灯油、あるいはガソリンを使って発電する設備を使っているところがほとんどでございます。以上です。

○末永 だから、私言っているのは、地域密着型だから29人以下ですよ、これは。大きいと云って。特別養護老人ホームだと100床とか、80床とかありますけど、地域密着型だから、これ一番キャパ多くても30人以下ですよ。30人以下ということは、そこに対応するものを自家発電をしたいというのは、充電、蓄電型のやつをいっているのか、ガソリンなのか分かりませんが、どういうものを、こういう機械のものをやるんですよという、大体普通のところ、小さいところだったら、大体10時間から12時間程度の発電機だと思うんですよ、それは。発電機ね、ふつう家庭で使う発電機的なもの。それよりちょっと大きいのもありますけど、もっと大きく、29人以下となると大きいもの必要になるでしょうから、どういうものをいっているのか、どういうものをしたほうがいいのか。これスプリンクラーと違うわけだから、これはね。スプリンクラーは、いろいろと出ましたよね。事業所に全部、お泊まりダイなんかも設置しなきゃならないことになったわけですね。大きいところはスプリンクラーなきゃいけないから。だから、こういうのも、どういうものをつけたいのかというのをちゃんと示していただきたいんですよ。それは。それは担当課は分かっているんでしょうか。どういう機種でどうだというの。

○高齢者支援課長 この事業設置したいという申請をするときに、その時点で取った見積りなど、関係書類を併せて頂いておりますので、どういうものを設置するかというのは承知してございます。ちょっと私が今手元に持ってございませんで、申し訳ございません。ちょっと記憶もしていなくて申し訳ないんですけども、ただ、これまで整備されたものからしますと、72時間以上発電ができるという条件がございまして、ある程度しっかりと設置をして、燃料、重油ですとか軽油などを使って、継続的に発電する機能を持ったものですので、一般家庭で使うものとは、やはり違うタイプのものになろうかと思えます。以上です。

○末永 だからそれを、一般家庭と違うよということを、事業所だから分らんことはないですよ。ちょっと大きい型があるから、それを言っているのかなと思うんですけど、どういうものをいっているのか、現在使っている人が修理したいというんだったら、それどういうものいっているのか、ちゃんとそういうのを写真で提案して、こういうものを設置するんですよということを示していただきたいんです

ね。72時間というわけだから、これは3日分、約3日分だよ。3日間しのげればということで、充電しようということで自家発電やろうということだと思うんですね。だから、それはどういうものをいうのか、充電式の蓄電器が必要なのか、太陽光で設置するんだとか、そういうものをいつているのか。だから、ぜひ具体的に後で示してください。お願いします。

次に、危機管理情報に関する、これ2,160万ですか、2,160万の債務負担行為がされているんですけども、どういう危機管理についてシステム運用、どういうシステムしたいんでしょうか。（私語するものあり）危機管理、駄目。福祉で危機管理的な、そういうものをやる必要があるというふうに見ているんでしょうか、どうでしょうか。（「ない」と呼ぶ者あり）ない、なきやいいです。

なきや、介護保険事業特別会計についてですね。ちょっとこのところ、先ほどのところとちょっと併せますけど、今介護保険で、先ほどの発電機のところにもまた戻りまして悪いんですけど、ここに入っている人たち、密着型にね。入っている人と、介護保険特別会計で要介護認定で入所している人がどのくらいの割合でしょうか。地域密着型で何人入っているよ、地域密着型でない人たちが何人入っているよというふうに分けて分かりますか。

○委員長 答弁できますか。

○高齢者支援課長 申し訳ありません、定員ということでしたらお答えできるのですが、ちょっとお時間をいただいてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○末永 分かりました。後でそれください。地域密着型だと柏市内で居住している人でないと入れませんよね。隣接地の場合は特別承認してもらえれば入れるけども、入れない。地域密着型じゃない人、特養なんか特に入れないことないと思うんですけども、特養なんかは、今状況的にはいっぱいなんじゃないでしょうか。先ほど資料もらったところ見ますと、要介護認定3以上の人が施設に入っている人が2,246というんですけども、キャパ幾つでしょうか。

○高齢者支援課長 入所定員なんですけれども、介護福祉施設、特別養護老人ホームが1,628、それから、ごめんなさい、地域密着型と合わせた人数になってしまっておりまして、申し訳ございません。特別養護老人ホーム、地域密着型と合わせまして1,628、介護老人保健施設が920、介護医療院が19、それから特定施設入居者生活介護が1,000、それからグループホームが460ほどになります。入所は、今申し上げた数でございます。

○末永 そうすると、私が資料頂いているのは、ちょっと3か月遅れの資料なんですけども、これあれですか、介護老人福祉施設には何%、100%超えている、100%超えることはないけど、100%なんじゃないでしょうか、それとも何%なんですか。

○高齢者支援課長 特別養護老人ホームに入所したくて、入所待っていらっしゃる方がいるという実態がございまして、ただ退所される方もいらっしゃいますので、その入所、次の方の入所との間で空床のタイミングはあろうかと思いますが、基本的には特別養護老人ホームはほぼ満床であるというふうに認識しております。以上

です。

○末永 そうすると、どこが空いているんでしょうか、グループホームが空いているんでしょうか。老健が空いているのか、療養型が、今言われたところ、介護療養型医療施設、新しくできたところ、柏、南柏にありますかね、1か所。それ入れて全部満床なんではないですか。

○高齢者支援課長 基本的にはほぼ満床であると。どうしても入退所のタイミングもございますので、その時点で正確に捉えるというのもなかなか難しいんですが、現に入所を待っていらっしゃるという、特別養護老人ホームに関しては、待機者の数を私どもも捉えておりますし、そのほかのもグループホーム等も、空きが出るとホームページ等で公表されて、またそこに次の方が入るといっている状況と聞いておりますので、おおむね満床であろうというふうに考えております。以上です。

○末永 もうちょっと実態をつかんでいただきたいんですよ。コロナを含めて、働く人もいなかったり、外国から来ている人もなかなかじめなくて鬱になったり、辞めたり、職員がいないと、働き手もないということで、どうしても満床にできないというところもあると、コロナの関係でね。そういう事情もあると。一方、待機している人もいます。待機している人も、コロナの関係でなかなか入所がスムーズにいかないというようなことがあって、どこがいっぱいで、どこが空いていて、どうなのかというところが明確じゃないという声をよく聞くんですよ。昨日も電話があって、そういう方もいたんですが、ちゃんと把握して、幾つもあるわけじゃ、100も200もあるわけじゃないですよ。社会福祉法人でしたら15個でしょう、市内で管理するのは。有料老人ホームが幾つかありますけど、そこは別にして、特養の場合は、どこがどういう状況になっているのか、地域密着型がどういうになっているのか、ぜひ具体的に示していただきたいんですよ、それはね。それいかがですか。

○高齢者支援課長 私どもも待機者の数の把握などのために、毎月施設の特養さんから入所状況、あとは待機者の、新規の申込者の状況など伺っております、実際に入っている数、その時点で入っていらっしゃる数というのは分からないわけではないんですけども、またそれを例えば公表して、ここは空いてそうだなとかということで、利用者の方にお知らせをするということに、できれば恐らく一番利用者のためにはなろうかと思いますが、なかなか、ここは事業者さんともよく相談をさせていただいて、利用者のため、あるいは事業者にとっても空きがすぐ埋まったほうがよろしかろうとも思いますので、そこはよく事業者さんとも相談をしながら、いい対応ができればと思います。以上でございます。

○末永 そんなこと言ってないよ。公表して、公表したって、例えばAという特養に入りたいというには、そこへずっと何十人と待っているわけですよ。ケアマネがとて、それは独りにしておけないと、生命の危険があるという場合はケアマネが飛び越して入れるわけですよ。要介護3以上だけど、2だけど、どうも家に置いていたら、これは火を出したりいろんなことして危ないというために、特別な特記

事項書かれて、その人が入って、特養に入る場合もあるわけですね。だから、どこの特養についても待機待ちという状況をつくられているわけですよ、みんなケアマネが握っているわけですね。入れたいと。だけど、中には職員がいなかったり、いろんな事情があって、定数に満たない状況もあるというようなこともあるわけですよ。だから、そういうことも含めて把握して、この時代が動いているから、ぜひ把握して、そこら辺については役所でちゃんとコントロールしながら、特別にどうもない人についてはケアマネさんと相談して、家族とね。そして、入れるような状況をつくるとか、そういう一人も路頭に迷わせないような福祉のことをやっていただきたいなど。ただ一番に順番だと。だけど、経営者側から言わせれば、要介護4とか5取りたいわけですね。それは採算ベースからいったら、金額が違うわけだから。だから、そういうところの事業所側の都合もあるだろうから、それはそれで経営しなきゃいけないから、経営上の問題もあるから理解できないことはないけど、やはりそこら辺の兼ね合いも、1人の人間をどうするか、その地域に暮らすといっても無理な人がいるわけだから、それを福祉どう救うかということ、ぜひそういうことを目標にして、ぜひ公開をしてほしいと。もしこうで、ああだというのを、何部屋空いているかということを含めて。ぜひそういう調査をしていただきたいということなんです。お願いします。以上です。

○福元 よろしく申し上げます。子どもの学び応援事業について伺います。対象図書館の、先ほど矢澤委員の質問に対してお答えいただいている部分で理解したところもあるんですが、対象を18歳以下にした理由について、もう一度詳しく教えてください。

○次長兼学校教育課長 対象及び金額につきましては、コロナ交付金を財源として行うことから、他事業との調整も含めて、ゼロ歳から18歳というところに決定しているところでございます。以上でございます。

○福元 じゃ、事務的なことからの金額ということですか。子供の目線に立って、どの辺りの方に対してという、そういうことではなくて。

○次長兼学校教育課長 小学生、中学生、高校生、あと乳幼児というところを対象に考えたところでございます。以上でございます。

○福元 どこで区切るというのは、どうしても悩むことだとは思いますが、やっぱりちょっと18歳以下というのは、そこで区切られるのは仕方ないかと思うんですが、やってみていただいて、本当に18歳でよかったかなというのはしっかりと検証していただきたいと思えます。

先ほど図書カードについて詳しく説明もいただいたところなんですけれども、そもそも図書カードとした理由について教えてください。

○次長兼学校教育課長 まずは、今回の事業につきましては、子供たちの学びを止めない、またその学びの継続を支援させていただきたいということで事業化させていただいておりますけれども、どうしても現金配布等になりますと、別の用途に使われてしまうということが多であろうということで、用途の限定された図書カー

ドということにさせていただいております。以上でございます。

○福元 ありがとうございます。今回配布、初めて配布ということになりますけれども、どんな効果があるかというところで、しっかりと検証していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、教員用G I G Aスクールタブレット端末購入について伺います。G I G Aスクールが昨年から本開始となりまして2年目となって、子供たちはもとより、先生方も大分慣れてきたのかなと、学校現場も慣れてきたのかなと思うんですが、現在の活用状況はどのような状況でしょうか。

○指導課長 持ち帰り等は、ほぼ全ての学校で行われております。授業でも活用する、毎日活用する、あるいは週3日から4日必ず使うという学校が以前より増えてきております。以上です。

○福元 小学校と中学校と、ちょっと状況が違うかと思うんですが、どうなんでしょう、どちらがよく活用されているというか、そういったことは分かりますか。

○指導課長 ほぼ同じぐらいの、今言った持ち帰りに関しましては、ほぼ同じぐらいの数値で、90%近く持ち帰りをしております。どちらかというのはちょっと言い切れないところありますけれども、小学生の1年生からアイパッドなどで、指で操作が簡単にできていて、中学校ではクロームブックで調べ学習がすぐにできるというところがありまして、それなりにというか、教科に合わせて活用しているということは聞いております。

○福元 低学年でアイパッドで、中学年以降がタブレット端末だったと思うのですがけれども、その切替えではすんなりと円滑に子供たちも進めるというような状況、どうでしたでしょうか。

○指導課長 授業を見ている限りでは、やはりアイパッド、1年生はなかなか字がすぐ書けるという状況ではありませんので、アイパッドのほうがすごく操作性はいいと思います。クロームブック、3年生以上になりますけれども、それについてもローマ字入力等始まりますので、今は適切だなというふうには感じております。以上です。

○福元 ありがとうございます。ここの資料の説明に、コロナ休校時のリモート授業対応のためということを書いてあるんですけども、日常から積極的な活用と、活用を目的とすべきかなというふうに思っています。ここでは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということでの充当ということですので、この説明で仕方ないのかなと思いつつも、ちょっと不足を感じるんですが、そこはいかがでしょうか。

○指導課長 活用の面での不足ということでしょうか。

○福元 いえ、説明の不足です。説明文がコロナということで、交付金ということで、充当なので仕方ないと思いつつも、休校時のリモート授業対応のためということで、その臨時的なところでの対応ということがちょっと気になって、やっぱり日常的、日常使いとして活用されるべきと私は思うのですが、その説明をお願い

します。

○ICT推進室長 委員がおっしゃるとおり、コロナの関係だけではなく、日常的な、日常的に使うために、教員用ということで、教員に実際全員に行き渡っておりませんので、今回のこの追加購入によって、授業を持つ教員全員に行き渡るようにいたします。以上です。

○福元 ちょっとこの説明書きだけだと少し理解ができないというか、不十分かなと私は感じたので、今説明を受けて十分理解できましたがというところです。ありがとうございます。

では、次の市立柏高校のGIGAスクールタブレット端末購入について伺います。先日私一般質問でも触れかけたんですけれども、県立高校を上回るトップスピードで進めた先にどのような成果があると想定していますか。小学校や中学校のGIGAスクールとは別物として、高校のGIGAスクールは考えるべきだと思うのですが、ここまでしっかりと通して先行してやるということには、何をどうやると考えているんでしょうか。

○教職員課長 市立柏高校での生徒用学習タブレットの導入は、県内公立高校で最も早いものであります。柏市では、小中学校でICTを活用した学びが積極的に行われておりますが、それが途切れることなく高校でも実現できるのは極めて好ましいというふうに考えております。以上です。

○福元 ほかの県立高校でやっていないことをやると、ほかの県立高校では自分で用意したりとかということで、学校で用意してくれるわけではないというところが多いと聞いていますので、そういったところで受験生、中学3年生とか、もう中学3年生もあと半年間で受験して、入試で入ってくると、そういう今時期になってきていますけれども、中学3年生、受験生に対するアピールポイントすごくなると思うんですけれども、5年度入学選抜の対象者に今後周知する機会というのはありますか。

○教職員課長 具体的にまだそこまでは検討はしておりませんが、各市立柏高校が中学校に行く学校説明会等、そういうところでもアピールできるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○福元 せっかく力を入れてというか、ほかの学校にないというか、公立高校の中でも市立柏高校ならではの今回導入ということになりますので、そのアピールというのは、一つ市立柏高校の入学者を増やすというか、募るということのためにも、しっかりとアピールしていただきたいかなというふうに思います。

これもなんですけれども、この説明の文章が、やっぱりちょっと休校時のリモート授業のためということで書いてありまして、すごく臨時的なニュアンスで、この間の一般質問のときというか、教育長や先生の説明からも、市立柏高校がGIGAスクールにしっかりと力を入れていくというところを考えると、この説明文だとすごく違和感を感じてしまうので、ちょっとこの説明だと違うニュアンスかなと、コロナの交付金なのは分かるんですけれども、ちょっと先ほどの教員タブレットと同様に、

ここの説明だとちょっと足りないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

図書館について伺います。図書館について、今回800万円強の予算ということで、1万タイトルということで伺っていますけれども、私これもちょうと一般質問でも触れてしまっているんですが、2年前の令和2年の6月の定例会でちょっとその図書館、電子図書ということで触れまして、そのときにタイトル数が全然足りなくてなんていう、そういうことであまり前向きじゃない状況だったんですが、当時の状況等からどのような変化というか、当時具体的に何タイトルぐらいだったんですか。

○図書館長 当時のタイトル、数字的なもの、すみません、今手元に詳細な資料はないんですが、やはりコロナ禍で、近隣も含めまして既に導入をしている電子図書館の利用が非常に上がったということを知っています。それから、この2年で提供されるタイトル数がかなり増えたというふうにも聞いております。私どもやはりいわゆる紙の、いわゆる和書というんですけれども、いわゆる日本語の図書、そちらのタイトル数がここ数年で上がってきているというふうには聞いておりますので、それで今回導入をしていこうということで考えて、今回補正予算に載せたものでございます。

○福元 ちなみに、今回1万タイトルということで、その1万タイトルにした理由というのは、もしあれば。

○図書館長 基本的には、近隣で既に例えば船橋市ですとか、それから八千代市ですとか、そういった先進のところのタイトル数と比較をして、大体1万前後ぐらいで皆さん提供されているということで、それと見劣りはしないという形で、柏でも約1万タイトルということで考えたものでございます。

○福元 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長 ちょっと時間になりましたので、ここで休憩を挟ませていただきます。再開は5分後でいいか。そうすると（「20分」と呼ぶ者あり）じゃ、切りが悪いので20分にさせていただきます。3時20分に再開させていただきます。

暫時休憩させていただきます。

午後 3時13分休憩

○

午後 3時21分開議

○委員長 それでは、定刻になりましたので、再開させていただきます。

○後藤 補正予算のところ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を事業費に充当と書いてありますね、この星印のところ。これコロナウイルスだけでなく、物価高騰だとか、いろんなところに充当していますけど、この充当できる範囲、基準というのはどうなっているんですか。副市長にお尋ねします。

○副市長 お答えをいたします。新型コロナウイルス感染症地方創生交付金ということなんですけども、これも広く捉えられているというのが実はありまして、その基準については、一応国のほうではこの交付金を使っていい事業だというのがありまし

て、なのでそういったもので認められているものについてはこの給付金を活用させていただくというようなことで対応させていただいているところでございます。

○後藤 全くその範囲は明確でなく、間口を広く、その自治体の状況に合わせて使いなさいということですね。

○副市長 一定の基準がありますので、その基準に当てはめて、いろいろ予算措置しているところでございます。以上です。

○後藤 分かりました。

続けて、電子図書館サービスについてお伺いします。何人かの方も聞いていましたけども、1万冊ということでした。これはすみません、そもそものところなんですけど、これは民間のネット上のサービスを買うということですか。

○図書館長 買うというよりも、利用料を払ってシステムを利用するという形になります。以上です。

○後藤 分かりました。今のところ1万タイトルということなんですけども、今後この蔵書というのかな、分かんないけども、数は増えていくんでしょうか。

○図書館長 毎年買い足していく予定でございます。以上です。

○後藤 今の図書館本館の蔵書数というのは何万冊ぐらいあるんですか。

○図書館長 約八十五、六万冊ぐらいでございます。以上です。

○委員長 答弁、どうぞ。

○図書館長 すみません。訂正いたします。本館だけだと、約30万冊になります。失礼いたしました。

○後藤 30万冊というのは、例えばタイトルが同じものが2冊、3冊というのも含めてということですよ。そうすると、1タイトル、1つの書籍で3つ、4つあった場合に、それを1つとした場合にはどのぐらいなんでしょう。

○図書館長 すみません、ちょっとすぐには分かりかねますので、申し訳ありません。

○後藤 そうすると、複数の蔵書があるというふうに見込むと、この電子図書館サービスの蔵書数が少しずつ増えていくに従って、何か図書館の役割が変わっていくのかな、現物から電子化にというような気がしますが、その辺りどのようにお考えですか。

○図書館長 今すぐに紙の本が置き換わるということはないとは思いますが、ただ今委員がおっしゃられたように複数の本がありますので、そちらのほうで電子図書館と重なる部分があった場合には、それを除籍  
といたしまして、ある程度数を減らしていく必要はあると考えております。以上です。

○後藤 そうすると、新しく図書館を建ててほしいとかという市民ニーズが結構ありますけど、この電子図書館サービスが今後どうなっていくかということもきちっと考えながら将来展望していかないと、つくったけども、もう完全に電子サービスに置き換わっちゃったよということがないように注意深く見ていかなきゃいけないと思います。いかがですか。

○図書館長 委員の御提案も含めまして、そこはきちんと図書館としても考えていきたいと思えます。以上です。

○後藤 じゃ、質問変えます。新型コロナの関係です。新規感染者数、自宅療養者数急増への対応ということで、ここにはちょっと出ていないんですが、ファストドクターという制度を柏市はいち早く導入していると思えます。今回ここに入っているんでしょうか。

○保健予防課長 ファストドクターにつきましても委託料の一つで入ってございます。以上です。

○後藤 それ何部隊。1部隊、一月幾らですか。

○保健予防課長 1部隊、トータルで……すみません、1部隊では出ていないんですけれども、トータルで2,950万円の委託料となっております。2チーム編成してございます。以上です。

○後藤 2,950万というのは月額ですか、僕が言った。

○保健予防課長 月額となります。以上です。

○後藤 それで、ちょっと伺いたいんですけれども、ファストドクターというのは、いろんなところからコロナの第7波の中で、保健所の業務、それから救急の業務が本当に100%を超えるような異常な事態がありました。そのときに非常に活躍してくださったということを知っています。当局としては、そのファストドクターの成果、この第7波における成果、どのように捉えていますか。

○保健予防課長 ファストドクターにつきましては、若い方でも発熱外来等が逼迫しまして、新規に熱が出たということで受診される方と、併せて抗原検査キット、自己検査で受診を経ずに、医療機関の受診を経ずに陽性となられた方が、やはり後々症状が悪化しまして医療につながれないという方につきまして、往診なりオンライン診療という形で医療を提供していただきました。また、高齢者施設等において、有料老人ホームですとか、医療がなかなか、個別の有料老人ホームですとかで医療の提供がなかなか難しい方も一定数おられましたので、そうしたところに訪問に行っていたら、医療提供していただいて、入院抑制につながった事例というのも幾つかございます。以上でございます。

○後藤 そんなような話は方々から聞いております。コロナがいつ収束、完全に収束するか分かりませんが、こういった成果が出ている事業はぜひ継続していただきたいなというのと、すみません、そもそもちょっとお伺いしたかったのは、ファストドクター制度というのは、医療保険にのっかって……患者の自己負担発生しないのか、コロナだから。そういう仕組みですよ。はい。自分で自己解決しちゃった、分かりました。終わります。

○浜田 よろしくお願いたします。まず、子どもの学び応援事業についてなんですけれども、図書カード、先ほど福元委員からもありましたけれども、こちらはネットギフトに利用できるものですと結構幅が広くて、100円から1万円ぐらい、私の調べた限りだと100円から1万円の中で設定する、利用者、購入者が設定するという

形になっているようなんですけども、先ほどちょっと5,000円に設定した理由として、交付金のこと上げておられました、ちょっと確認を再度させていただきたいんですけども、例えば年代によって購入する書籍の種別とか、単価とか、そういったことは変わってくるわけで、幼児のときは、例えば絵本が中心になったりとか、知育玩具ってさっきも出ていましたけど、大体1,300円とか千数百円かかるわけですよ、1冊。小中学生だと、例えばそこが単行本になってきたりすると、700円とか七百五十幾らとかという形になってくるわけですよ。そういうところのニーズ調査というか、そういうところって、やっぱり交付金だけじゃなくて、金額を設定する際に参考にすべきものだと思うんですが、そちらに関しての御見解はいかがでしょうか。

**○次長兼学校教育課長** 確かに御指摘ももっともだと思っております。今回の金額の設定につきましては、先ほど申し上げたとおり、他事業との、この事業にどのくらいまでだったら充てられるかという調整も含めての設定にはなっているんですけども、どうしても短期間で制度としてくみ上げなくては、ちょっと我々も作業感として間に合いませんでしたので、その調査までは踏み込めていなかったというところがございます。失礼いたします。以上です。

**○浜田** ありがとうございます。ぜひその辺りは、ちょっと1回目の発送してからという、その時間がたってどうだったかという反応は見えてくるはずなので、その辺りを見て、やはり次の予算設定に反映するとかということには必要だとは思いますが。あとは、送付する際なんですけども、さっきQRコードプラスメッセージと、ちらっとおっしゃったと思うんですが、こちらが意図するところというのは、今回の予算に関しては豊かな教養を育むということが目的だと思うんですよ。だから、そこがしっかりと伝わるような発信の仕方を、そのQRコードで読み取って、多分保護者が受け取ると思うんですけど、その際に受け取らないといけないと思います。そういったことに関しての配慮は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

**○次長兼学校教育課長** そちらも御指摘のとおりでございますので、そのようにしっかり周知をしてまいりたいと思っておりますし、また今回直接ネットギフトの図書カードを配布する前に、一度年内に、これからこういう事業を始めますというのを、これから送りますというのを一度保護者のほうに通知さしあげる、2段階の事業として組んでおります。ですので、そこでまた今回の事業の意図というのをしっかりお伝えしていきたいというふうにも考えております。

また、事業後には、ネットを通じたアンケートフォームというのも、その図書カードの配布に併せて行ってまいりたいと考えておりますので、事業の効果というのもそこで検証してまいりたいと思っております。以上です。

**○浜田** ありがとうございます。第1回の発送以降は、どのような対応を考えておられますか。

**○学校教育課統括リーダー** 9月2日時点に住民記録のある方への発送は、1月のできる限り早いタイミングで1回行いまして、その後、9月2日にまだ生まれてい

ないお子様、ゼロ歳児のお子様につきましては、一度、2月28日までに生まれたお子様になりますので、3月のできる限り早いタイミングで発送を予定しております。以上です。

○浜田 ありがとうございます。

続きまして、市立柏のタブレットなんですけれども、これは県の、県立を対象にした事業としては、家庭から自分の端末を持ち込んでもいいというそのBYOD、それがたしか授業の中に入っていたというか、それもオーケーですよということが入っていたと思うんですけれども、こちらに関してはいかがでしょうか。

○教職員課長 そのとおりです。

○浜田 含まれているということでよろしいでしょうか。

○教職員課長 そのとおりでございます。

○浜田 ありがとうございます。そうすると、課題としては、その端末の価格差によって経済格差が生じる懸念があると思いますが、そちらに関して考慮はされておられるということでしょうか。

○教職員課長 まだ、具体的にそこまでは細かくは分析していないんですけれども、授業等で使える範囲で、みんなが同じような形で授業等で使用できるような形で進めていければというふうに考えております。

○浜田 そうすると、BYODの場合、持込みをして、自己端末なので、例えば授業中にラインを見ちゃうとかということがあって、授業に集中できないという可能性も指摘されている中なので、その辺りは貸与したタブレットとの学習効果の差が生じる懸念があると思うので、そちらについての認識や指導などもしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教職員課長 もちろんそれは小中学校でも同じような懸念が生じておりますので、教員がしっかりと意識を持って子供たちへ集中して授業に取り組ませるといったような指導を徹底していければというふうに考えております。

○浜田 今回イチカシに導入をするに当たり、少しちょっと違う視点なんですけど、家庭でのネット調査、環境調査というのはもうしておられるということで、確認ですか、よろしいですか。

○市立柏高等学校事務長 家庭でのネットは、すみません、調査はしてありませんが、生徒がスマホを持っている率というのは調査しておりまして、ほぼ100%となっています。以上です。

○浜田 そもそも目的というか、こちらの交付金の説明としては、緊急事態宣言時の休校時のリモート授業ということなので、ちょっとそちらが気になったのでお伺いしました。端末自体のフィルタリングというのは当然しておくべきものだと思いますけれども、やはりユーザーに対する情報リテラシーの面については、小中学生よりもさらにやはり卒業時に成人年齢を迎えるということもあって、詐欺対策だとか、契約関係などにおいてのより高度な啓発というのは必要だと思いますので、そちらも併せてやっていただきたいと思います。もうそちらの考慮はされていると

いうことでのよろしいでしょうか。

○教職員課長 すみません、何分急に決まったもので、まだそこまで細かいところの指導が行き届いていないというふうに思っております。この後早急に義務のほうでは当たり前のように調査済んでいるんですけれども、何せ高校では初ということなので、今御意見頂戴いたしまして、至急に対応を取っていきたいというふうに考えております。以上です。

○浜田 ぜひよろしく願いいたします。

電子図書館なんですけれども、これは先ほどちょっと利用料払って使っていくというふうに伺ったんですけれども、これタイトルが増えると利用料も上がると思うんですけれども、そちらに関してはいかがですか。

○図書館長 システムの利用料というのは、月単位で決まっております。あとは、タイトル自体を購入するというイメージで、そちらの分が増えれば、その分を予算として計上していくという形になります。以上です。

○浜田 幾つか利用する、利用というか、管理ができる会社があるかと思うんですけれども、こちらの選定に関してはどういった形で選ばれるんでしょうか。

○図書館長 私どものほうで、ある程度、例えば和書ですとか洋書の蔵書構成ですとか、そういったものが業者によってそれぞれ異なっておりますので、私どものほうで仕様をつくりまして、その仕様に沿った形で入札をしようというふうに考えております。以上です。

○浜田 分かりました。特定の企業への継続委託というか、利用になるんですかね、そういったことへの懸念というのは、割と全国の電子図書館を利用している自治体としても持っていると思うので、その辺りもちょっと注意しながらやっていったほうがよろしいんじゃないかなと思って、ちょっと質問させていただきました。

あとは、パソコンとかスマホを持っていない人のために、やっぱり利用できるような考慮というのは必要であると思いますが、この利用初期の段階でそういった考慮に関してはどのように御見解お持ちでしょうか。

○図書館長 その辺については、まだこれから検討していく予定でおります。以上です。

○浜田 分かりました。多分これからいろいろと熟慮されることがたくさんあるんだろうと思いますので、よろしく願いしたいと思います。あと、司書の方の労働環境だとかも、今後ちょっと私のほうでも注視させていただきたいと思います。

あと、最後に医ケアの看護師の件なんですけれども、こちらはちょっと先ほど確認をしたんですけれども、看護師さんの期末手当と報酬を増額したということで、確認ですが、よろしいでしょうか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 そのとおりでございます。

○浜田 そうすると、看護師さんは、今現在は何名になりますか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 7名でございます。

○浜田 ありがとうございます。その7名に対しての報酬の増額なんですか。

○**児童生徒課長兼少年補導センター所長** 今年度増額要求出したものは、4名分という形になります。会計年度任用職員が3名と、それからその抱き合わせとして訪問看護ステーションの委託で増えた4名に対して対応しているというところがございます。以上です。

○**浜田** はい、分かりました。ちょっとまた医ケアの看護師さんについては、体制がもう少し、体制というか、仕事内容については、これ増額したことによる、ちょっと1個訪問先が増えたとか、何かそういったことの変化というのはあるんですか。

○**児童生徒課長兼少年補導センター所長** それぞれ行う内容が違いますので、エリアごとに研修をしたり、あと医師会様のほうで指導医という形で全体を見ていただくような形をしながら対応しているところがございます。以上です。

○**浜田** そうですね、それぞれの医ケア児の方が、やはり特性も重度の方からいらっしゃるので、その辺りはチームでやっていただければなと思います。以上です。ありがとうございます。

○**委員長** ほかに質疑はございませんか。——なければ、質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

---

○**委員長** まず議案第30号について採決いたします。

本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第31号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第31号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第32号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第33号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第34号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は、入室をお願いいたします。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第7号、柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、柏市保健衛生手数料条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○矢澤 それでは、第7号について伺います。この議案は、簡単にいうといじめだけでなく、今回は自殺の問題とか、そのほかの問題も含めて、重大事案があった場合については、そういうものにも対応できるということ、できるようにするために言葉として問うということをつけ加えたということによろしいですか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 そのとおりでございます。

○矢澤 市立柏高校で自殺の問題がありましたけれども、最初この委員会、今回のいじめ重大事態調査検討委員会、ここでは論議は、話合いとか、これはされなかったんでしょうか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 教育委員会、学校と教育委員会で調査を行いまして、そちらを御遺族のほうに報告を差し上げました。それを受けまして、さらに詳細な調査が必要だということで御依頼があったわけですけれども、当初はそのいじめ重大事態調査検証委員会という名称でしたので、いじめに関することが中心になってしまうんですけれども、今回実際に調査してみましたところ、それ以外の部分に関する調査のこともありましたので、調査検証委員会の報告の中の提言の一つとしまして、条例の整備という項目がございましたので、それを受けまして、広く調査をできるような形に整えたものでございます。以上です。

○矢澤 ということは、市立柏の場合については、自殺というふうなことが、いじめ重大事態ということでの検証を、検討委員会だったので、市立柏の場合は最初これが立ち上がることがなかったということによろしいですか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 当初その保護者の要望に対して、設置が遅れてしまいましたので、そういったことも踏まえてこの条例改正を行ったところでございます。以上です。

○矢澤 これ委員というのは、委員の選び方というのは、この会が立ち上がるたびに新しく検討されて選ばれるということになるんでしょうか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 重大事態検証委員会規則がございまして、

その規則に基づいて、検証委員会を設置するたびに委嘱をするところでございます。以上です。

○矢澤 市立柏の場合は、第三者委員会とか、いわゆる報告書が出された第三者委員会ってあるんですけども、これとこのいじめ重大事態調査等検討委員会、これの関係というのはどうなるのでしょうか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 基本的には同じでございます。教育委員会が委嘱をする第三者委員会という形になります。以上です。

○矢澤 では、そのときによって、教育委員会が担当してやる場合は今回のこれ。そうならない場合は、この危機管理部のほうのいわゆる第三者委員会というのが立ち上がる、これはどういう違いというかな、があるのでしょうか。

○危機管理政策課長 まず初めに、いじめ重大事態に関わります市長の再調査の件につきましては、今回初めて条例を整理させていただきまして、担当は危機管理政策課で行うこととなりますので、危機管理政策課で答弁させていただきます。今回市長部局で行います調査につきましては、教育委員会で行いました調査につきまして、その調査の内容を再調査するという市長部局の再調査の機関として設置するものでございます。以上でございます。

○矢澤 市長部局が、いわゆる第三者委員会と、それからあと教育委員会のほうの第三者委員会、これがどんなときに、どちらが立ち上げる形になるのか、その辺の違い教えてください。

○危機管理政策課長 まず、いじめに関する重大事態が発生した場合には、学校、教育委員会で調査を行いまして、その後教育委員会で設置されますいじめ重大事態等調査委員会で行うこととなります。そこでまとめられました調査結果につきまして、市長に報告が行われます。そこで市長が再調査が必要だと、その調査結果に対して再調査が必要と認めた場合には、市長部局のほうで再調査委員会を設置しまして再調査を行うと、そういう順番になっております。以上でございます。

○矢澤 分かりました。それで、じゃどんなときにこのいじめ重大事態調査検討委員会が立ち上がるのか、例えば今回私たちのところに、設置についてという知らせがあったんですけども、どんなときにこれは設置されるのかということで、これが設置されたということが連絡ありましたので、これを例に取って、これ非開示とか非公開ってありますから、これ言えるところと言えないところあるのかもしれないけども、これを例に取って、こういうふうなときには、このいじめ重大事態調査検討委員会、今回等が入るけれども、これが立ち上げられるというふうになるのか、教えてください。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 基本的には、いじめがありましたという報告、申出を学校が受けた場合には、学校が調査の主体として調査を行うことが通常でございます。ただ、学校の調査では、被害保護者が納得がいけないといった場合に、教育委員会もそこにフォローに入るんですけども、それでも御納得いただけないといった場合、保護者からの申出等があった場合に重大事態検証委員会を立

ち上げるような形になっております。以上です。

○矢澤 分かりました。今回来たものについては、非開示情報とか非公開というふうなことが書かれているんですけども、これ公開するか公開しないかというのは、これはどういうところでの判断でそういうふうになるのでしょうか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 これは、柏市の情報公開条例の7条に基づいて不開示情報を決めているところでございます。ほとんどが個人情報という形になります。以上です。

○矢澤 全て個人情報というのはあると思うんですけども、でも公開してもいいときも、じゃ全て個人情報があると、全て非公開になっちゃうと思うんですけども、公開ということはあり得ないんですか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 もちろん保護者のほうが公開を望めば、それは公開することは可能と思います。以上です。

○矢澤 それで、保護者の方というか、関係者の方の希望の中で、これが非公開になるか公開になるかが決まるというふうに考えてよろしいですか。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 そのとおりでございます。以上です。

○矢澤 分かりました。以上です。

○末永 質問というよりも、二度と起こしてはならないことだし、教育委員会が今回の市立高校の死亡事故が、市立高校がある意味では隠蔽をしたためになったとは思っているんですよ。そうですね。下りたところを駐車場にしてみたり、全然調査もしない。だから、自殺だといって、連れ子が死んだんだとか情報流してみたり、いろんなことがあったりしているのは調査上に書いてありましたよね。あの調査報告書の中でも教育委員会に問題があるというふうに書いてありましたよね。教育委員会がちゃんと調査をしなかったから、調査が遅れたために証拠を取る、証言のできる調査ができなかったと、なかなかね、全部。というふうに報告書に書いてありますよね。だから、ああいうことが二度と起きないように、今ここにいる人、大体替わっちゃったから、教育長もみんな替わっちゃったから分からないかもしれんけども、二度とそういうことが起きないように、やっぱり事故があって、一人の青年が亡くなったということを重く受け止めて、なぜか、どうしてかと、なぜそうなったのかというところはきちっと早い時期に立ち上げて、今回こういうのができたので、それを活用してぜひやっていただきたいと思います。やっぱり教育機関で、現場で死ぬなんていうのは、これはやっぱり重く受け止めなきゃいけませんよね、それは。だから、そこで死んだのは、亡くなったのはなぜかというところをきちっと教育委員会が自分のことのようにちゃんと捉えていただきたいと思います。高校2年生で亡くなってしまうというのは、これは親としても、学校としても不名誉なことであると思うんですよね。本当に命を大切にすることとをきちんと捉えた中で、ぜひやっていただきたいと思います。以上です。

○日暮 私も何点かお伺いしたいと思います。このような委員会を設けるときの、教育委員会なり柏市なりが選考していくと思うんですが、そしてその選考して、その

選考した当時の方たちで委員会が構成されるのでしょうか。

○**児童生徒課長兼少年補導センター所長** 基本的には、公平性を担保するために、職能団体からの推薦等を受けて、例えばお医者さんを選ぶのであれば医師会からの推薦だったり、弁護士さんを選ぶのであれば弁護士会から推薦だったりということ踏まえて、委員については選定をさせていただきます。ただ、その中で保護者側からの意見をしっかりと聞くということもガイドラインの中にありますので、それも含めて対応しているところでございます。以上です。

○**日暮** じゃ、それは委員会を構成するときも、該当者の家族といいますか、親族といいますか、そういう方たちの了解も得るということですね。

○**児童生徒課長兼少年補導センター所長** そのとおりでございます。

○**日暮** それと、いろいろとその調査をして、報告書を作成されるわけですけども、その報告書は、委員会としていろいろなアンケートなり面談なり、いろんな資料を集めて報告書を作成していくんでしょうけども、委員会で作成された資料をそのまま開示するのでしょうか、それともまた何か関係者の意向も何うとか、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

○**児童生徒課長兼少年補導センター所長** 委員会がというのは、検証委員会のということでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、その報告に関しては、当然その報告内容を被害者、保護者等にも確認をしていただいた上で公開するようなどころになってございます。以上です。

○**日暮** 多分今までは、そういう形で来たというふうに思うんですね。そうせざるを得ないんだろうけど、私には分かりませんが、ただ今回のイチカシの件についても、そこに一緒に活動してきた部員だとかなんからアンケートを取ったり、面談でいろいろな調査したと思うんですね。そして、あの報告書を発表された後、そういう人たちが何を言っているかという、自分たちがアンケートで回答したこと、また面談で何かで聞かれたこと、またそういうことが起きた直後に関係者と話し合いをするときに、市の職員の方たちは、私たちがふだん何かお話し行っても一生懸命メモしていますけど、そういうメモ等を調査委員会に報告して提出してあるそうですよね。ところが、それらが、そういう関係者にすると、その生徒も含めて、関係者にすると、自分たちが答えたこと、話をしたこと、これらが参考にされていない、こういう声が数多く出ているんですね。こういうこと言っているか分かりませんが、私のところにも、どうしてか分かりませんが、たくさんの手紙を頂きました。そして、私も先ほど情報公開とかありましたけども、柏市が今回行政課が行ったものですから、行政課の担当者に、そのときの資料等を情報公開で提出していただけないかと言ったら、それはできないと断られました。その最後に行政課の課長が、法的に求められればという言葉があったんです。とありましたから、私は国内の情報公開に明るい弁護士を相当探しました。そして、明るい方に出会うことができたんですが、その方と面談して、情報公開の請求について御意見を伺いましたら、日本の国内の中でそういうことに関しては裁判は行われているけども、訴訟を起し

ても開示された事例はないと言うんです。そういうことですから、これについては私も諦めましたけども、ただ学校とかなんかにしたら、子供の命、そこで働いた方たちもいるでしょうし、いろんな関係者がいるわけですね。発表された後、あれは事実じゃないんだとか、事実を曲げられているとか、そういうことを言われると、柏市にしろ、また我々大人の社会にしろ、若い人たちから信頼がなくなっていると思うんです。ですから、こういうことについては、この条例については私も賛成していきますけども、これからのそういう事態のときには、しっかりと皆さん方も関係者も考えて委員会を構成し、そして発表をしていただきたいと思います。答弁は結構です。以上です。

○末永 今のところ、日暮さんが言いましたけど、それは情報公開条例に基づいて申請をして、却下されて初めて弁護士なんです。情報公開条例に基づいて申請をしたら、却下するでしょう。だけど、個人情報の部分については却下しますよ。それ以外の異議申立ての部分については、それは異議申立てすれば、第三者委員会に異議申立てすれば、第三者委員会がもう一回開いて、それについて異議があったということをするわけですよ。あの調査は、本当は教育委員会全くやる気なかったんですよ。やる気なかったんです。だけど、保護者がNPO法人にそういう事件について、千葉県代表、全国に組織あるんですけど、そこに訴えたんですよ。そこから始まったんですよ。だから、そこから言われて、秋山市長は調査をつくらなきゃいけないということで調査し始めた。その結果いろんなアンケート取ったりした。だけど、あの中に書いてあるように、アンケートが遅かったため、教育委員会が調査していなかったために卒業しちゃったと、その該当者は、含めていないと。調査はできないと。だから、あの報告書に書いてあるとおりですよ。それで大変困難を極めたけども、こういう話が、会話が合ったということをして判断をしているんですよ。それに異議があるんだったら、今異議があるようなこと言われたんで、異議があれば、異議申請をすりゃいいことなんです、それは。第三者委員会の5人のメンバーですか、精神科医か弁護士とかいますよね、その人たちに異議を申し立てりゃいいことなんだ。と同時に、また別に、それが事実かどうかというものは、それは情報公開に報告をしてくれって、俺もよくやるけど、3週間以内に出さなくちゃいけないのかな、出さなかった場合は、それは情報公開条例の委員会があって、そこで却下するかしないかと決めるわけですよ。それで、その後に弁護士を新たに入れて、弁護士がやればいいことなんだ。だから、その辺でちょっと、もうちょっと違うから、もうちょっと調査よくされたほうがいいと思いますよ。

○日暮 御指摘ありがとうございます。私は、情報公開の担当者に、行政課の課長が法的に求めればということでしたから、求めようとしたんです。ところが、そういう情報公開に明るい、いろんな経験のある弁護士の方に聞いたら、それは求めなくても出てこないんだよと。また訴訟を起こしても、今まで開示された事例がないんだよということを言われたので、それで仕方なく、ああそうですかということ… (私語する者あり)

○福元 議案第8号のほうについて伺います。今年6月1日、6月からマイクロチップということで適用が開始されたということなんですけれども、市内のマイクロチップの情報登録の状況というのは、現時点でどのような状況でしょうか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 6月から9月12日までに601件の申請が上がっております。

○福元 ありがとうございます。そうしますと、年間推定1,300頭ということなので、予想どおりというか、予想より速いスピードで増えているというか、登録数が増えているという感じでしょうか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 頭数、現時点で推計になりますけども、予想よりも若干多くなるのではないかなというふうに想定しています。というのは、今まで登録をしていなかった方が、犬を飼っていて登録をしていなかった方が2割程度いるとも言われていますので、そういった方たちの登録も含まれてきますので、若干増えてくるというふうに想定しています。

○福元 なるほど。新規の登録について義務づけということで、今まで飼っていた動物に対しては努力義務ということで、そこも含めての数ということで、じゃその内訳的なところは。

○動物愛護ふれあいセンター所長 個人から譲り受けた場合だとか、動物愛護ふれあいセンターから譲り受けた場合については努力義務ですので、その分については正確な数字がちょっと把握できていない状況です。今後は、ペットショップ等で販売されたものについては、必ずマイクロチップの登録があって、狂犬病予防法の登録にも至るということになります。

○福元 じゃ、確認なんですけど、最初の601件というのは、合わせてということで、その内訳的なところははっきりしていないということで、理解でよろしいですか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 そうですね、601件については、ペットショップから直接購入したものか、個人で入れたものかということについては、ちょっと把握していません。

○福元 分かりました。制度が適用されて、始まったばかりですので、そういったところも、今後の何かのときに必要な数字になってくるかもしれないので、ぜひちょっと注意して見ていただけたらと思います。

この件は、皆さん知っていらっしゃると思うんですが、啓発とかそういうことというのは特にされていますか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 ポスター等の掲示で啓発を行っております。また、ペットショップ等の事業者に対しても、個々にそういった啓発を行っております。

○福元 ありがとうございます。資料のほうに、説明資料のほうに、市民のメリットと市のメリットということで、事務的な手続等の負担が減るといような、そういうようなニュアンスが書いてあるかなと思うんですが、もうちょっと踏み込んだ、例えば何かペットが迷子になったとか、あと地震とか、そういう災害が起きたとき

とか、そういったときももしかしてチップというのが有効なのかなというふうに思ったりするんですが、そういった何かほかにもメリットというのは、市なり、市民なり、両方あると思うんですけども、ありますでしょうか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 今年度、今までに私どもで保護した犬が10頭いましたけども、そのうちマイクロチップの情報を基に、飼い主に戻っている犬が3頭ありました。具体的な事例としては、今そういった内容になります。

○福元 ありがとうございます。そうしましたら、マイクロチップというのがすごく有効だということが証明されたということかなと思います。分かりました。ありがとうございます。以上で大丈夫です。ありがとうございます。

○武藤 議案第8号なんですけれども、マイクロチップを個人で、今まで犬を飼っていた方がつけようとした場合には、どれぐらい費用がかかりますか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 おおむね数千円から1万円程度と言われております。あとは、それぞれの動物病院で若干違ってくると思いますので。以上です。

○武藤 指定登録機関というのは、どこになるのでしょうか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 日本獣医師会がこの指定登録機関として登録されています。

○武藤 個人情報指定登録機関に一括管理されることで、個人情報の管理とか、ほかに漏えいされて悪用されるというようなことはないのでしょうか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 こちらにアクセスできる権限を付与されているのが、私ども自治体と、あと警察のみになっておりますので、個人情報の保護ということでは担保されていると思います。

○武藤 狂犬病の注射は、今までどおり集団接種できるのでしょうか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 狂犬病の集団注射については、従前どおり行うこととしております。

○武藤 今までの犬を飼っている方については、努力義務ということでしたので、マイクロチップを強制的につけるとか、そういう義務ではないということで1点確認したいんですが、どうですか。

○動物愛護ふれあいセンター所長 そのとおり、努力義務でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第7号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第8号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

ここでちょっと休憩しますか。20分。再開は4時20分とさせていただきます。

午後 4時13分休憩

○

午後 4時19分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 それでは、議案第3区分、議案第10号、工事の請負契約の締結について（柏市立風早中学校空調設備更新工事）を議題といたします。

本議案について質疑があればこれを許します。

○矢澤 それでは、お願いします。風早中学校の空調設備ですけども、旧風早南部小学校、古いほうだったところ、ここも自衛隊の関係あったから、柏の全体よりも早く、いわゆる空調システムが入れられたと、入れられたんですけども、旧風早南部小学校、当時私勤務したわけじゃないんですけども、一応話聞くと、それは空調システムあるのはいいんですけども、全館が一斉になっていて、これはちょっと使い勝手悪いとか、もうちょっと調節が、個々の調節ができないというふうな話を聞いたんですけども、風早中学校というのは、これはどういう空調システムとなったのでしょうか。

○教育施設課長 風早中学校に関しましては、全館空調方式と個別空調方式の混合になっております。以上です。

○矢澤 これは前から、これまでも全館と個別と分かれてあったのでしょうか。

○教育施設課長 整備した当初からこの形式になっています。以上です。

○矢澤 いわゆる特別教室でないところ、普通教室と言われているところは、全館一斉だったと思うんですけども、この教室ごとに切替えができると、それがそういうふうにしなないとか、基本的にはこれどっちが教室ごとに切替えができる、あと全体一斉というのはもともとというか、どちらが有効というか、いいというか、どうなんでしょう。

○教育施設課長 その部屋の使い方にもよるんですけども、ずっと継続的に空調を行う場合には全館空調の方が効率的、エネルギー効率いいようなんですけども、学校みたいな場合は、特別教室の使用状況が少なかったりとか、部活で夏休みだけその部屋を使うというような場合には、全館空調方式にしてしまいますと、そこを使うために全館空調のエネルギーを使うようになるんで、学校に関して言えば、

なるべく個別空調とか、あと普通教室なんかはある程度使用頻度が高いんで、全館空調でも効率的かというふうに考えています。以上です。

○矢澤 単純に考えると、教室ごとに、例えば温度調整とか、あといないときには切っちゃうとかいうふうなことで、切替えができたほうが有効かなというふうに思うんですけども、そういうふうには考えないんでしょうか。

○教育施設課長 今回の工事で、なるべく普通教室のみを残しておきながら、特別教室は個別空調に……

○矢澤 すみません。もうちょっと大きい声でお願いします。

○教育施設課長 普通教室については、全館空調方式を残しながら、特別教室については今回の工事で個別空調方式に替えています。というのも、確かにおっしゃるとおり、全体を個別空調方式にするということで、それぞれの教室の空調のコントロールはできるんですけども、実際今ある全館空調方式を個別空調方式に直すためには、夏休みの期間での工事がし切れないので、使用頻度が高い部分については、今回は残しております。以上です。

○矢澤 じゃ今回のやつは、全館空調方式、いわゆる普通教室と言われているところは全館で、これまでどおりで、特別教室は、一応個別というか、切替えができるというふうな形での工事ということでよろしいですか。

○教育施設課長 そうなってきました。以上です。

○矢澤 では、基本的には今までのやつと同じ形の工事だというふうにするんですけども、来年の8月、夏までに間に合わないというふうなことは今あったんですけども、これは個別のほうに、例えば教室ごとに対応できるような感じの工事にするというと、工事が延びちゃうという以外に、いわゆる費用的というか、財政的な問題というのはあるんでしょうか。

○教育施設課長 その辺につきましては、全体を個別空調にした場合と、現状の今設計している内容を比較検討しまして、ほぼ変わらない、若干今の形式のほうがイニシャルコストとランニングコストで安いということになっていきますので、そういった比較はしております。以上です。

○矢澤 じゃ、基本的には、個別空調方式、つまり教室ごとに切替えができるようにしない理由というのは、工期が来年の8月までに終わらないということが理由なんですか。

○教育施設課長 おっしゃるとおり全体を個別空調に替えますと、今全館空調方式になっている廊下とか教室にダクトという風洞が通っているんですけども、それを撤去するためかなりの工事期間を要しますので、来年の夏休み期間を利用して、そこだけで工事をし切れないので、そこは残す形にしています。以上です。

○矢澤 つまり期間が間に合わないから全館空調方式の、今まであったものを使った形でやるというふうなことなのかもしれないんですけども、ちょっとどっちがいいのかというふうなのは、一般的には私は個別、教室ごとに切替えができたほうが良いというふうには思うんですけども、これがどうして、ちょっとこのままやられ

たのかというのが、その期間だけというふうなことだとしたら、もうちょっと何とかならなかったのかなという感じはしています。

この風早中学校というのは、結構古い校舎だと思うんですけども、これ今後建て替えとか、あと長寿命化とかいう、そういう計画は、これはあるんでしょうか。それとも今までの、今の校舎が何年かたっているから、あと何年後には建て替えなくちゃいけないとか、そういうものってというのはあるんですか。

○教育施設課長 風早中につきましては、柏市の個別施設計画の中で、2038年から2045年の間に大規模改修というふうな予定をしておりますので、当面は改修の予定はございません。以上です。

○矢澤 分かりました。これ予算というのは、工事の予算というのは、自衛隊が関係していると思うんですけども、この予算というのは、市のほうと、それからあと自衛隊のほうと、どれくらいの割合で出すわけですか。

○教育施設課長 防衛施設庁の補助金を活用してまして、事業費の75%が補助金として入ります。以上です。

○矢澤 分かりました。ちょっと個別か全館かのやり方というのが、ちょっとどうなるかなという疑問ありますけども、とにかく子供たちにとって快適な状況が保てるように行っていただきたいと思います。以上です。

○後藤 端的にいけますけど、個別と全体のミックスとおっしゃっていましたが、すみません、全体的な学校の空調というのは、大体個別と全体のミックスなんですかね。

○教育施設課長 現在整備を行っている校舎については、基本的に個別空調。全館空調方式を取っているのは大津ヶ丘中と風早中、今のところ、のみになっております。

○後藤 私もちょうと経験がありますけれども、全体空調っていいようで、すごく管理しづらいんですよ。老朽化すると、もう上の室外機が壊れると、あるゾーン一帯がもう全然エアコンが使えなくなっちゃうとか。個別空調の利点というのは、室外機ががさっと出るから、見栄えは少し悪いけど、壊れたらそこだけ摘出して、また新しいものを入れればいいわけで、非常に復旧が早いという利点があると思います。

それから、今電気代が物すごく高騰してまして、私の経験でいうと、大体前年度と比較して30%から35%ぐらい上がっているかな、大変な状況です。当然学校なんかもそうだし、学校の体育館なんかは上のほうがらんどろで、要は子供たちがいるスペースだけ暖まればいいんで、そういったことから輻射式のエアコンの導入というのは積極的に更新、それから新設のときには考えていただきたいと思います。以上です。

○委員長 答弁よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

---

○委員長 議案第10号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、請願に関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

---

○委員長 次に、請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たって、委員長より改めてお願いいたします。委員より執行部に対して確認をする際には、請願の主旨に即した内容に限ったものといたします。くれぐれも一般質問や執行部への要望とならないよう御注意をお願いいたします。

---

○委員長 請願第1区分、今期定例会で受理した請願60号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があればこれを許します。

○矢澤 これは、否決されるようなことではないとは思いますが、この義務教育国庫負担制度について、ちょっと教育長に意見を伺います。私の一般質問でも話したんですけども、小泉政権の下で、この三位一体の改革ということで、国庫負担金の中でも特に金額が多い義務教育国庫負担制度の存続させるか廃止させるかということが大きな論議になったときに、存続、廃止、中立といろいろな意見があったんですけども、最終的には、結局それまでの2分の1国庫負担率あったのを3分の1にすると。残りは、一般財源に回すというふうなことだったんですけども、その中の意見で、全て一般財源にしていればいいという意見もあったんです。それが論議されて、最終的には今の形に、3分の1に減らされた形になるんですけども、この国庫負担制度、これなくなって一般財源化された場合、学校教育というのはどうなっちゃうのかと、私は非常に危険を感じているんですけども、教育長はどのようにお考えですか。

○教育長 御承知のとおり、昭和28年に義務教育国庫負担法ができて、日本の義務教育の教員の給与は全て半分国が負担するという制度が確立しました。ところが、今お話あったように、平成18年度に3分の1に減額されたということで現在続いているわけですが、憲法に保障された全ての国民が教育を受ける権利、そしてそれは無償であるという、これを堅持するために、この国庫負担法というのは絶対必要なものであるというふうに考えております。もしこれが一般財源化された

ら、地方自治体によって差が出て、財源に余裕がある自治体とそうじゃない自治体で教員の給与に差が出てくると、教員の数だとか、教員の質に直結する大問題になってくると思います。ですから、この国庫負担法というのはぜひとも堅持、もしくは拡大をしていただきたいというふうに強く思っております。以上です。

○矢澤 ありがとうございます。その方向でぜひみんな頑張っていければいいかなと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。

これより順次採決いたします。

---

○委員長 請願60号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。特に大丈夫ですかね。入退室は。

では、始めさせていただきます。

---

○委員長 次に、請願第2区分、今期定例会で受理した請願61号、国における2023年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題といたします。

本件について、質疑並びに意見があればこれを許します。

○武藤 1から8の項目、これ全部一緒ですか、採択するとき。それとも1個ずつやるんですか。

○委員長 1本。

○武藤 1本、そうですか。じゃ、ちょっと確認というか、この国の少人数学級についてなんですけれども、柏の状況はどうなっていますでしょうか。

○教職員課長 新聞等でも報じられておりますが、現在小学校1年生から3年生が35人編成、小学校4年生から6年生、中学校1年生から3年生が40人編成という形になっております。なお、令和5年度より小学校4年生も35人編成の予定で行っております。以上です。

○武藤 中学校はどうですか。

○教職員課長 中学校も、中学校1年生から3年生が40人編成という形になっております。

○武藤 すみません。1年生から3年生までが40人でいいんですか。

○教職員課長 弾力を使いますと、中学校1年生は35人編成、小学校4年生から6

年生、中学校2年生から3年生が38人編成という形になっております。

○武藤 中学校は1年生が35人で、2年生から3年生は何人ですか。

○教職員課長 38人となっております。

○武藤 すみません、38人ということは、2年生になると人数が増えるということですね。そうすると、その人数が増えることによって、また編成するの大変だからということで、35人にしていない学校というのはあるんですか。

○教職員課長 学校で判断という形になっているんですけども、今要望しているところは全て要望どおりの形になっております。

○武藤 要望していないところはあるんですか。

○教職員課長 ありません。

○武藤 分かりました。

それと、項目6の施設環境の整備ですけれど、柏の状況はどうですか。（「トイレ……」と呼ぶ者あり）

○委員長 一つ、バリアフリー、トイレ、空調……

○教育施設課長 まず、トイレにつきましては、洋式の対象のものについては来年度で終了する予定です。

続きまして、あとは……

○委員長 空調とバリアフリー。

○教育施設課長 バリアフリーにつきましては、主に整備しているものはエレベーターなんですけども、長寿命化改良工事という大規模な工事をやる際にエレベーターのほうは設置しております。あと、個別のいろいろ段差の解消とか、その辺の学校からの要望については個別に対応していつている状況です。

続きまして、空調につきましては、普通教室については整備は終了しています。今後特別教室について、順次学校と協議しながら導入していく予定になっております。以上です。

○武藤 体育館については、国の補助というのはあるんですか。

○教育施設課長 文科省のほうで補助制度はございます。以上です。

○武藤 国の補助金を利用して体育館にはエアコン設置をしてほしいんですけど、そのようなお考えはないですか。

○教育施設課長 本会議のほうでも答弁申し上げましたとおり、柏市の場合は現状教室不足であるとか、老朽化に伴う施設改修が急務の状態となっておりますので、今それ最優先的に行っています。ですので、今すぐの整備というのは、今現状なかなか難しい状況です。また、しかしながら、昨今の真夏日の日数の増えてきている状態ですので、今後は契約方法とか導入コスト等を調査研究しまして、設置できる環境となった場合には速やかに設計業務等が行っていただけるように調査検討してまいりたいというふうに考えています。以上です。

○武藤 お聞きしたときには、ちょっと国の制度が使いづらいというようなことも伺っているので、ぜひ国のほうにも使いやすい補助金制度も求めていただいて、子

供たちの学習環境をよくしていただきたいと思います。以上です。

○矢澤 すみません。予算を増やしてほしいということなんですけども、これは千葉県市長会が9月7日に千葉県に対して予算の要望出したものなんですけども、これは、そのうちの教育の関係のもので、これは千葉県で出したもので、教育の問題、教育行政の充実ということで、トップに学校給食費の無償化についてということでのこれが、市長会が千葉県に出したものなんですけども、柏市として、この市長会で県にはやるけども、柏市として、例えば国への予算要望とか、そういうふうなことというのは行っているのでしょうか。

○学校教育部理事 柏市単独でその無償化について国や県に要望するという事は、現実問題として現在行ってはおりません。以上です。

○矢澤 すみません。いわゆる給食のことだけじゃなくて、教育問題とか、あと市全体のこの要望、これは千葉県市長会が千葉県に出したやつ。でも、柏市として、例えば国に何か要望、予算要望とか、そういうようなことをするというのは、単独でやることというのはあるのでしょうか。これは副市長かな。

○副市長 今現時点では、柏市単独で要望するというような状況にはなっておりません。以上です。

○矢澤 分かりました。県にはやったということはいいと思いますけども。以上です。

○末永 今加藤さんが、副市長が言ったけど、市単独で出しているじゃないですか。市長が文科省に、出してませんか。クラブ活動のガイドラインについては、小中学校で出したけど、高校生はないから、高校生のガイドラインをつくってくれと、文科省にわざわざ太田市長が出しているじゃないですか。それを出せるということでしょう。だから、担当部長さんだか理事さんだか、後ろにいる、何かいろいろ言われた、答弁された方、私はやっぱりそういうこともアクション起こすことは必要だと思いますよ。やっぱりどこも競争しちゃって、自治体が勝手に学校給食……こんなこと言ったらいけない、勝手って言ったらかかしいけど、学校給食無償化にするよ、体育館に冷房するよ、いろんなこと言っているわけですよ、メニューを。交付金下りてくるから、それを充てるんだって。それは、選挙間近になってみんなやっているわけだよ。どこも。だから、柏市もやっぱり負けずと、ちょっとよく精査して、ちゃんと国に要望すると、出すということやってほしいんですよ。それで、持続可能云々というように、私は電気料金なんかも高く上がっているわけだから、それは太陽光発電を作って、どんどん自家発電できて、電気料が自家発電でできるような状態で、そして補助金制度もあって、教育機関の様々な問題についてきちんと整えると、いろんなものについて、ぜひやっていただきたいんですよ。出しているんだから、出していないじゃなくて、積極的、副市長、あなたが出してもいいんだよ。副市長で、市長飛び越えて。怒られるかもしれんけど、怒られること覚悟でやってくださいよ。お願いします。以上です。

○委員長 くれぐれも冒頭申し上げましたけど、一般質問や執行部の要望とならな

いように御注意をお願いしたいと思います。

ほかに質疑並びに意見はございませんか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。

これより順次採決いたします。

---

○委員長 請願61号について採決をいたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

---

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

---

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

それでは、報告をお願いいたします。

○学童保育課長 お手元資料、令和4年8月9日専決処分についてを御覧ください。当課職員が起こした交通事故に関する専決処分でございます。発生は、昨年令和3年6月24日です。場所は、柏市中央一丁目963番地1先の県道市川柏線上です。具体的に申しますと、柏市市営駐車場から南柏方面に約200メートルほど行ったところが現場となっております。

次に、事故の概要ですが、当課の職員が運転する車両が駐車し、作業していたトラックを避けて走行しようとした際に、開放されていたバックドアに接触したものです。賠償金額としましては、総額で78万8,700円となっております。主な内訳ですが、部品代が51万3,000円、工賃が13万9,000円なので、その他詳細についてはお手元の資料に記載されておりますとおりです。車両の修繕に関わる経費のみとなっております。事故の原因としましては、職員の運転する車両が相手の車両を避けようとする際に、十分な車間距離を取れないまま通行しようとしたため、開放されていたドアとの目測を誤り、接触したものと考えております。事故後の対策としましては、当該職員を含め、課員に対して安全運転の励行について指導を行いました。今後も継続し、安全運転意識の向上と事故防止に努める指導を徹底してまいります。報告は以上です。

○委員長 本件について質疑があればこれを許します。

○日暮 事故の原因と対策というところで、相手の車両を避けようとする際に、十

分な車間距離を取れないまま通行しようとしたためとあるでしょう。これ運転、車には運転手だけじゃなくて、脇にももう一人乗っていますよ、普通はね。この事故を起こした車両は、運転手1人で運転していたんですか。

○学童保育課長 運転手1人で乗車しています。うちのこどもルームの中の業務員という立場で雇用している会計年度任用職員です。男性1名で運転しています。以上です。

○日暮 じゃ、助手がいなかったとしても、本当に何か不注意というか、普通は一般的に通れようとしなかったら、通行する幅が狭かったら、当然気をつけるなり、前の車が移動するのを待つとか、寄せてもらおうとかしますよね。そんなに3分とか5分とか急ぐことでもないと思うんですよね。我々こういうのが提案されて、反対ということもできないんですけども、し難いんですけども、これ一般市民の方に見せたら、本当に不注意というか、怠慢もいいところで、普通の市民からしたら理解できないことですよ。これを、事故を起こした方には経済的な責任が及んでいかないとしたら、これ理解し難いことだと思うんですね。ですから、これからも柏市の市として多くの車持っていますけども、これは柏市として車の運転とか、またふだんの行動についても十分気をつけるように、改めて全庁的にお願いしておいたのがいいのかなと思うんですね。今後このようなことが起きないように、十分気をつけていただきたいと思います。

○末永 どっかの市で、何か職員でみんな特別職5%、一般職は全員3%、2%か3%で8,000万近くの金を補填したところがありましたよね、最近。どこでしたか、四街道でしたか、どこでしたかね。ちょっと忘れちゃったけど。これはあれですか、はい、もうこれは保険で払ったから、それで終わりましたということなんでしょうか。本人は何も、任用職員だからアルバイト、パート、職員、元職員、どんな方ですか。

○学童保育課長 会計年度任用職員で、臨時職員です。以上です。

○末永 ちょっとこういう人は運転させない、免許証あるんですか。

○学童保育課長 免許証はございまして、ゴールド免許を所持しております。以上です。

○末永 こういう人は運転させないがいいですね、あまりね。注意したほうがいいと思いますけど、やっぱり事故は誰しもあり得ることだからしょうがないけど、相手は止まっているんでしょう。止まっているやつには、自爆みたいなもんだから、もうちょっと注意してくださいよ。

○福元 ちょっと何かこれの書類を最初見たときに、何かイメージが浮かばなかったです。浮かぶというか、浮かんだんですけど、どういう方が運転していたのかなとかすごく不思議に思って、免許取りたての若い職員さんなのかなとか、何かけがしなかったのかなとか、あと市役所の車大丈夫だったのかなとか、いろいろなことを思って、何か公の看板を背負って運転されているので、皆さんおっしゃっているとおり、個人の責任と言ったらあれなんですけども、こういった例えば処分とか、

こういった対応とかということ、この件についてはその後どういう形を取られたのか、教えてください。

○学童保育課長 運転者は、事故当時は72歳の男性です。事故については、冷凍冷蔵車が作業のためにドアを開放していたんですけども、90度開閉させている状態、非常に縦距離が判別しにくい状態のところ、目測を誤って左側を損傷したというところで、市の公用車のバンについては、左側のドアミラーとフロントバンパー、ウインカーカバーで約16万円の修理代というんですか、が発生しております。事故につきましては、本人も非常に当然ながら反省はして、反省の弁も述べておられて、その後につきましても十分安全運転に配慮して、現在も業務は続けていただいております。以上です。

○福元 ちょっと誰でも事故は起こす可能性あることなので、ちょっとなかなか難しい話かなとは思いますが、ただやっぱり起きてはほしくないですし、よりによってやっぱり公のところといたっても、市民がどういうふうを受け止めるかというのやっぱりありますし、やっぱりそこはちょっと個人の話とまた別なので、しっかりと対応するとともに、再発防止というか、モラルというか、そういったこともいま一度また注意してということで、やっぱり運転も業務のうちかなと、市役所の職員さん、結構運転しているところに行かれたりするので、ちょっと直接的ではないかもしれませんが、職務の中の一つの役目ということで、運転とかも大事なことで、再発することのないように十分に教育というか、お願いしたいところだと思います。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。――なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の教育民生委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後 5時閉会